

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜第2号＞

平成22年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成22年3月2日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成22年3月2日 火曜日
開 会 午前10時2分
散 会 午後3時29分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 乙第12号議案 沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金条例の一部を改正する条例（先議）
- 2 乙第13号議案 沖縄県地域医療再生臨時特例基金条例（先議）
- 3 視察調査日程について

出席委員

委 員 長	赤 嶺	昇 君
副 委 員 長	西 銘	純 恵 さん
委 員	桑 江	朝千夫 君
委 員	佐喜真	淳 君
委 員	仲 田	弘 毅 君
委 員	翁 長	政 俊 君
委 員	仲 村	未 央 さん
委 員	渡嘉敷	喜代子 さん
委 員	上 原	章 君
委 員	奥 平	一 夫 君

委員 比嘉京子さん

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

福祉保健部長	奥村啓子さん
保健衛生統括監	宮里達也君
青少年・児童家庭課長	新垣郁男君
青少年・児童家庭課副参事	津波信雄君
医務課長	新垣盛勝君
医務課班長	大城馨君

○赤嶺昇委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

乙第12号議案及び乙第13号議案の2件を一括して議題といたします。

なお、ただいまの議案は、2月26日の本会議において、先議案件として本委員会に付託されております。

本日の説明員として、福祉保健部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第12号議案沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、福祉保健部長の説明を求めます。

奥村啓子福祉保健部長。

○奥村啓子福祉保健部長 それでは、乙第12号議案沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

議案書（その3）の45ページをお開きください。

この議案は認可外保育施設の保育の質の向上を図るため、同施設を対象とす

る研修事業や当該研修を受講した施設を対象とする保育材料費等への助成事業を追加する必要があることから条例を改正するものであります。

なお、今回の制度見直しは、国の経済対策の中で位置づけられており、本年度においても研修や保育材料費等への助成を予定していることから、先議案件として審査していただくことになりましたので、よろしく申し上げます。

以上で、乙第12号議案についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○赤嶺昇委員長 福祉保健部長の説明は終わりました。

これより、乙第12号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 基金条例の改正ということなんですけれども、現時点での進捗はどうなっているか、お尋ねします。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 まず700万円の施設改修につきましては、沖縄市のほうで1カ所ございます。運営費の関係なんですけれども、これが3カ所です。それから、この基金の中で行われている就労支援モデル事業というものがあるんですけれども、それが1カ所です。

○西銘純恵委員 基金額は平成23年までということで始めて、平成21年度も年度が終わるんですけれども、予算額の執行、計画とどうなっているのかというところをお尋ねします。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 平成21年度の当初予算は約3億円ほどでしたけれども、この2月補正予算で約2億円ほど補正減をさせていただいております。平成21年度は1億円弱ということになっておりまして、先ほど言いました2億円の減というのは、これは基金でございますので、また基金に戻しまして、翌年度に歳出化します。平成22年度が約4億7000万円の予算額、さらに平成23年度で4億2000万円ほどということで、合計で国、県分で約9億円という予定になっております。

○西銘純恵委員　やはりこの基金の使い勝手が悪いと指摘されたことなんですけれども、沖縄市に1カ所700万円で整備事業とおっしゃいましたけれども、次年度から3000万円にということであるのですよ。そしたらこの沖縄市の施設は3000万円ということで措置すべきではないか、対応するべきではないかと思うのですが、これについてはどのように扱うのですか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長　この基金につきましては、年度当初から掘り起こしを進めてまいりました。年度の途中でなかなか700万円では余り大きな改修はできないという声もございました。そういう中で、そういう動きが我々が内閣府のほうとやりとりをしながら、何とかこの基準額を引き上げていただけないだろうかという調整を進めている中でも、沖縄市の方は、来年まで待てばひょっとすると3000万円になるかも知れませんよという話をしてございます。だけれどもこの方は自分のところにも資金の準備もあったかと思うのですが、ことしどうしてもやりたいということで現場も確認させていただきましたけれども、自宅をつぶして面積を広げて、自分たちはどこかのアパートに移るという形でどうしても今年度中にやりたいという話でしたので、そういうことで御了解いただけたかなと思っております。

○西銘純恵委員　相手の了解を得たということなんですけれども、3000万円、残り2300万円ということですか、本人の持ち出しが当然あるだろうと思ひまして、それはやろうと思えば可能ですか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長　この仕組みは平成22年度から適用されません。

○西銘純恵委員　そうしますと、沖縄市で積極的に手を挙げた1カ所がある意味では不都合といいますか、ほかの次年度からつくられるところと比較して対等に扱われないこともあるかと思うんですけれども、これについては当事者のほうから、この3000万円に拡大したものに合わせて取り扱いも変更してほしいということが出てきた場合はどのようになるのでしょうか。基金の取扱上可能ではあると思うのですけれども、それについても合わせて変更について認めることができる、できないについてお尋ねします。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長　まず最初の話ですが、御当人が認可化を希望して、認可化を今年度でやりたいのだということが最初にあるということ

まず申し上げておきたいと思います。この700万円から3000万円への基準額の引き上げというのは内閣府とも、それから那覇市、浦添市、宜野湾市などの待機児童の多い各市と一緒にヒアリングをしながらずっと続けておりまして、その中で内閣府は厚生労働省、厚生労働省は財務省といろいろと調整した結果としてでき上がっているわけですが、やはりその中では今は700万円でやれるということでこれはやっているのだということですから、これが次年度3000万円に上がるからといってこれを複合的に適用してやるというようなやり方はちょっとできないだろうと考えております。

○西銘純恵委員 申請のいきさつはお尋ねしていません。基金の制度上、仕組み上不可能、100%できないということですか。なぜかという、平成21年度2億円の予算から減額補正をしたと言われたわけですよ。ですから、今時点で逆にこの1カ所については次年度700万円が3000万円に上がるので、予算減にするのではなくて、積極的に3000万円という、対等に取り扱うということに立って、相手から申し入れがあればということ、私前提に言いましたけれども、取り扱いとして不可能なんですか、基金の条例としてできないということですか。可能性はあるということですか、そこだけお尋ねします。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 制度の途中での設計の変更ですので、従前のメニューは従前のメニュー、変更後のメニューは変更後のメニューということで、基本的には別物だと考えております。

○西銘純恵委員 別物と考えている、そういうのは答弁としては求めていないのですよ。できるの、できないの。できないとすればどういう根拠でできないのですかというところだけです。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 補助金の交付申請とかございますので、そういうさまざまな要綱の中でこれは行われますので、現在ある要綱の中で事業は行われておりますから、そういった理由でできません。

○西銘純恵委員 いずれにしても当初の計画そのものが、県自体が変わったわけですよ。700万円というのが大幅に3000万円に変えざるを得なかった。ましてや、この700万円を踏襲すれば、可能性としてはほかに手を挙げる園がなかったということもあり得るのではないですか。それからすればやっぱり今引き上げをしたものが当初から動くべきだったのではないかということを考えるべ

きじゃないでしょうか。ですから、要綱もまだ年度途中ですよ。補正もやられましたので、要綱を見直しをして、積極的に認可化にもっていった。厳しいけれども、多分手を挙げてくれたと思うのですよ。そこら辺を、本当は考慮すべきではないのでしょうか。福祉保健部長答弁いただきたいんですが。

○奥村啓子福祉保健部長 この件は確かに結果としては、もし平成22年度にやっておけばという部分もできるんですけども、平成21年度の中で、こういう700万円という限度の中で交付申請をして、交付決定をしているわけです。そして現に改修を進めて、4月1日からは開園ということで、認可手続を進めておりますので、そういう意味では既に執行した分に対して後から改正したものを適用ということはこれは手続上できません。

○西銘純恵委員 そこが改築をしてとおっしゃったんですが、改築の完了届なり、行政手続上はもう完了しているということですか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 今月の中旬にも完了する予定です。

○西銘純恵委員 まだ現場では、補助金を受けて事業の最中ということですよ。ですから、年度当初で計画をしたことが変更ということになればそれに基づいて、もう年度完了してしまいましたということであれば不可能だと思うのですけれども、まだ年度途中ということでは、意向も確認して、3000万円に引き上げた、そもそもの皆さんの趣旨といえますか、そこを適用するという立場に立つ必要があるのではないかなと思うのですよ。

○奥村啓子福祉保健部長 補助金の手続は要綱に基づいて、その要綱の基準に基づいて申請して、交付決定してやるわけですので、この交付要綱自体は現在700万円ということになっておりますので、既に規定に基づいて事業を執行したのについて、改めて要綱を改正したのでという形での取り扱いというのはできないです。

○西銘純恵委員 もう少し柔軟に行政手続上も、法制度上も全く不可能ですということであればそれは仕方ないと思うのですけれども、まだ道が残されている期間であるだけにそういう施設を認可保育所にするということをやっているところには、それなりの対応をしてもらいたいと、これは要望でとどめます。

次、お尋ねいたします。今、認可外保育施設の処遇改善で、新たに2号をつ

け加えるということですのでけれども、今認可外保育施設は全県で何カ所あって、そして入所している児童は何名いるのでしょうか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 平成21年4月1日現在で、認可外保育施設は433カ所、入所児童数は1万7201人です。

○西銘純恵委員 認可外保育施設に入っている子で、認可保育所に申請をして漏れている児童は何名ですか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 今の認可外保育施設の1万7000人の中で、申し込みをしているという数については把握しておりません。全体としては1888人という、それは把握されております。市町村からの報告で受け取っております。

○西銘純恵委員 公立認可保育所に申請をして、入れなかったのが1888人ということですか。でも保護者の中にはどうせ入れないからということで、申請をしていないということもあるわけですよ。だから実際認可外保育施設の1万7201人という、その中に実態として待機児童と、保育所入所の必要性がある児童が何名いるかというのは、皆さん今年度の事業で実態把握をやっていますよ、報告いただけますか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 この基金を使いまして認可外保育施設の中でも潜在的な待機児童がいるだろうという話がございましたので、そのとき調査したものが、調査し推計しましたのが約5800人と、そして約400人につきましては既存の認可保育施設の定員の弾力化です。例えば60名定員のところが最低基準を満たしてあと10名ふやせるということができるのであれば、それは市町村と調整してお願いするという、そういう定員の弾力化で約400人は対応できるだろうと。そして、結果として5400人必要だということで議会でも答弁させていただいております。

○西銘純恵委員 この5400人の待機児童というのはどうして漏れたのですか。入れた皆さんの認可保育所、公立保育所に入所できる基準というのはどのようなもので、そして漏れた皆さんがどういう理由で漏れたのでしょうか。入所基準というのを明らかにしていただけますか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 これは厚生労働省からの通知になりますけれども、保育の実施に関する条例準則一ひな形がございまして、それをもとにして各市町村はほぼ同じような形で実施しているところがございます。例えば、一つ基準を挙げると、妊娠中であるかまたは出産間がないとか、居宅外で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていることといったような形で定められております。

○西銘純恵委員 居宅外で労働をしている人で、外れた児童は5400人の中に何名いますか。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、質疑について確認。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 皆さん基金を使って実際の待機児童の調査をわざわざやったわけですね。だから、厚生労働省の準則というのを明確に今言われましたけれども、外で仕事をしている人が対象になっていると。だけれど漏れた人が何名いるのか、なぜ漏れたのか、労働の形態に問題があるのか、何に問題があるのか、これは待機児童の調査というのとはどんな調査をしたんですか。これは当たり前に出すべきじゃないですか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 認可保育所に入所できる資格があるのだけれども、今現実に入れていないという意味での……。

○西銘純恵委員 私は具体的に聞いているのです。6時間の短時間労働をしていると、それも時間が本当に朝の早くから3時ごろまでとか、雇用形態が今変則になっているのですよ。だけど民間で、正規雇用でもなくてアルバイトでずっと続けているけれども、保育所に入れないということで、こういう仕事を失うとかです。実際に居宅外で仕事をしている人が入所の条件だと厚生労働省が準則で決めているということであれば、こうい実態がどうなのか、数字として、例えば市町村によっては、両親とも8時間労働と。これが10点満点掛けて20点、最高の点数。そして、その次はという、そういう入所の基準を設けているとこ

ろがあると思うのですよ。一般的にはそうだと思うのですが、その基準にのっ
とってどこら辺から、待機児童になっているのかというのは少なくとも皆さん
つかむべきだと思うのですよ。今の基準についても明らかにしていただきたい
し、待機児童は、待機児童という一くくりに言っていますけれども、本当に子
育て最中の皆さんがどんな状況にあるかというのをもっと知る必要があると思
うのですよ。調査の結果をもっと詳細に報告していただきたい。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 最初に短時間労働の関係ですけれども、時
間というのは委員がおっしゃられたように決められていますので、短時間労働
の場合につきましては特別保育事業の中の特定保育事業というメニューがござ
います。ですから、市町村のほうでこれを申し込まれる場合に、その方がいわ
ゆる短時間労働であれば通常の待機児童ではなくて特定保育の中でその処遇を
するというメニューがございますので、その適用になると思います。それから、
その調査した児童の父母の労働の形態というところまでは、先ほどの調査では
そこまではやっておりません。

○西銘純恵委員 短時間労働は特定保育待機児童にならないと言いましたが、
居宅外というのが保育所を必要とするというのが大もとでしょう。居宅外では
ないですか。短時間労働であろうが、アルバイトであろうが、何であろうが、
居宅外で働いている人は保育所入所の当たり前に必要とされる権利のある皆
さんではないですか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 まず時間というのがございますので、1カ
月当たりおおむね64時間といった、短時間労働というのは大体4時間だとかそ
うなっておりますので、おおむね64時間という形であれば先ほど申し上げた特
定保育事業という事業の対象になるということでございます。

○西銘純恵委員 きちんと待機児童の実態把握が、基金で調査したにもかかわ
らず、ほとんどやられていないということなのかなと受けていて、特定保育事
業というのは、何名の対象者がいて何名入所できているんですか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 箇所数は39カ所ということで把握している
のですけれども、ちょっと人数については今手元に資料がございませんので、
後ほど御報告させていただければと思います。

○西銘純恵委員 いずれにしても、認可保育所の入所基準、どのように市町村でやっているのか、そこを明らかにしてほしいということと、所得階層が保育所入所基準になっているのでしょうか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 なっております。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長が答弁を確認した。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

新垣郁男青少年・児童家庭課長。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 訂正いたします。保育料の設定においてということです。

○西銘純恵委員 所得が幾らあるから、所得が足りないので入所できません、このような基準はないということですか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 はい。

○西銘純恵委員 糸満市で、所得によって入所を外されたということを聞いています。糸満市の認可、公立の入所条件、基準、それをお尋ねしたいのですが、ここだけではなさそうなんですよ。知っているかどうか、まず。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 各市町村の詳細までは把握しておりません。

○西銘純恵委員 そうしますと、もし糸満市が所得によって入所できないと、あなたはランクが下だからということがあったとすれば、県としてはどのようにやるのでしょうか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 先ほども申し上げましたが、準則がございますので、それと児童福祉法の規定がございますので、市町村は市町村のそれぞれの事情がございますから、独自に条例を制定する権能がございます。それ

が、委員がおっしゃるような話があれば調査した上で、それが法令と照らし合わせてどうなっているかということを確認したいと思います。

○西銘純恵委員 先ほど青少年・児童家庭課長が言われましたけれども、所得階層によって保育料金が設定されますよ。所得が入所の基準になっているということであれば、所得の高い人ほど保育料が高く入るようにやっていくわけですよ、市町村は。それがあつたらいけないのではないですかと。ここだけです、私がお尋ねしているのは。所得が低い人が本当に公立に入ったら逆に保育料低くなるわけですよ。認可外保育施設に預けたら一律なんですよ、高いですよ。不安定労働やっているほど、保育料が高い認可外保育施設に預けられているのではないですか。だから、所得でやっているということがあればこれは大問題だと私思うんですよ。そこをしっかりと調査していただきたい。

○奥村啓子福祉保健部長 先ほども言いましたように、所得での制限はございません。やっぱり保育に欠けるかどうかという基準でありますので、委員のおっしゃる保育料が低い云々ですけれども、保育の負担金は御存じのように徴収基準の中で保育単価が決められておりますので、それに応じて入ってきますので、低い人が多かろうが高い人が多かろうが保育所にとっての措置負担金というのは変わらないわけですので、そういう意味でそれで差をつけるということはずないと考えております。

○西銘純恵委員 福祉保健部長、今答弁されたのですけれども、保育所運営費が一般財源化されて以降、実際はこれが保育所に対する単価が、保育料が低ければ上げているのですか、その実態まで調査した上での答弁なんですか、それをお尋ねしたいのです。そうではないから、市町村は高い保育料の人を受け入れているような状況があるのではないですか。だから実態をきちんと、先ほども認可外保育施設の待機児童がどのような状況にあるのか、どういうランクでふるい分けがされているのか、認可保育所に対して入れないのか、そういうのも実際調査をするというのですから、しっかりと調査をしてほしいですよ。待機児童の調査がなされていないです。平成21年度、やるという調査がです。実際外れた5400人の皆さんがどのような状況にあるのかというのがまだつかめていないということ、本当に指摘したいのですよ。

○奥村啓子福祉保健部長 待機児童に関しての平成20年度の調査につきまして

は、認可外保育施設に多くの待機児童がいるだろうという想定のもとにやっております。潜在的な待機児童の数を把握するということでやっております。そういう意味では一定の目的は達しているのかなと思っております。今、委員のおっしゃるような形で、例えば公立の場合は一般財源化されているので、そのあたりで保育料収入が高くないといけないということで、保育に欠けるかどうかの要件ではなくて、収入を要件に入所の基準というのがもしあるということであれば、今後市町村に対してその辺の実情は把握していきたいと思っております。

○西銘純恵委員 認可外保育施設調査結果表について、資料として後日出していただきたいというのと、今持っていらしたらみんなに配っていただきたいということと、もう一つは市町村の保育担当の皆さんと話し合いは持たれていると思うのですよ。この措置費の話も含めて、市町村から出ている待機児童問題で上がっている特徴的な声を一、二点挙げていただけたらと思います。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 市町村から、特に認可保育所に関しての話で、先ほどの認可外保育施設は別ですけれども、認可保育所に関しては特にそういう話は聞いておりません。

○西銘純恵委員 市町村は待機児童を抱えて、実際窓口は今ごろ、4月からの入所も含めて入れる、入れないとか悲鳴を上げていると思うんですよ。ですからこの待機児童解消のために何が足りないのか、何が改善点なのか、そこら辺も上がらないはずがないと私は思うものですから、特に出ていませんという状況、今の措置とか制度に満足しているということなんでしょうか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 ですから、認可保育所をつくっていけば、市町村の後年度の負担が、財政的な圧迫がきますから、そういう意味で認可保育所を改めてつくっていくということは、地域配分とか地域バランス、そういったことを考慮して、そういった悩みを抱えているだろうと、そういったことはあります。

○西銘純恵委員 それでは、この大きな問題を一緒に解決に向けてやっていただきたい。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

上原章委員。

○上原章委員 まず今回の基金条例の改正の中で、700万円、既施設に700万円から3000万円使えるようになったと聞いているのですが、それ以外の変更はございますか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 平成20年度限りで、もともとこの基金は認可外保育施設を認可化することが目的だったのですが、認可化するところだけにしか助成が行かないのは、それではアンバランスだということで認可外保育施設に対して研修をして保育教材費を1園当たり13万円、平成20年度にやりました。これを平成21年度、平成22年度、平成23年度もできるようにしていただいたのが、先の3000万円に上がったということと、これが大きな改正点です。

○上原章委員 1年間やってみて、使い勝手がなかなか悪いという声を、皆さん各市町村からヒアリングもされたと思うのですが、具体的に、市町村からどのような要望があり、今回具体的に成果としてつながったか、その辺教えてください。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 最初、700万円ということ呼びかけを行いましたけれども、なかなかリアクションがなくて、各担当を呼んで、また各市町村の担当の方々もそれぞれまた認可外保育施設のところへ行きますから、そこら辺で帰ってきた声というのが700万円がせめて倍くらいあったらなという声があったり、それからどうせやるなら2000万円あるいは3000万円という声がいろいろございまして、それで内閣府の担当の方も沖縄に来てもらいまして、一緒になってそれぞれの市の御担当の方を呼んで、倍でいいのかあるいは拡充を要望するにしても県としてどこまでやればいいのかということでございまして、内閣府の担当職員も一緒になりましてヒアリングをいたしまして、その中で大きな声があったのが、3000万円に設定すれば、例えば2000万円にも対応できますし、その基準内ですから。ということで、ヒアリングをして、この調整は進めさせていただきました。

○上原章委員 その辺の現場の声を聞いて、今回、改正していくということなんですけど、1カ年しか実績としてできなかったというのは、明らかにこの700万円という額が小さいということが原因なんですか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 はい、そうだったと思います。

○上原章委員 今回新たにこういう改正をして、平成22年度皆さんの目標とい
いますか、設定はどのようになっていますか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 平成22年度10カ所、平成23年度10カ所、計
20カ所を予定しています。

○上原章委員 これは実際その辺のめどというか、市町村の手を挙げていただ
いている認可保育所にもっていきたいという、その辺の数的な把握はしていま
すか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 この話が決まりましたから、今現在で4市
村、7カ所話がございます。

○上原章委員 この7カ所、目標は10カ所ということなのですが、この国、県、
市町村の負担割合というのは、前年度の負担割合と、今回3000万円まで引き上
げた時点での負担割合というのはどうなるんですか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 負担割合については変更はありません。

○上原章委員 具体的に教えてもらえませんか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 この基金の中身ですけれども、国が10分の
8で、県が10分の1、そして実際に実施する場合には市町村のほうで10分の1
を持つと。

○上原章委員 市町村の10分の1というのは現場では相当負担を感じていると
聞いているのですけれども、その辺県はどうとらえていますか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 マックス3000万円だとすれば300万円にな
りますので、その分確かに負担はございますけれども、これはいろいろある意
味でいうと10分の9の助成ですのでかなり高率だと我々も思いますし、沖縄だ
けの特例的な基金でございますので、確かに負担があるかと思いますが頑張っ

ていただきたいと考えております。

○上原章委員 わかりました。市町村も非常に厳しい財政です。せっかくこれだけ高額な補助の仕組みができています。しかしなかなか、例えば市町村によっては複数の施設を抱えれば金額がふえるわけですよ。その辺で、もし市町村が1歩前に出ないのであればこれも非常に残念な、せっかくこれだけの待機児童を解消しようというときに、県が市町村の分まで本来は、せめて0.5%も引き受けるくらいの気概も見せてもいいのかなと思うのですが。

○奥村啓子福祉保健部長 やっぱりこれはかなりな高率の補助なんです。通常だと多くて3分の2、そういう状況なものですから、やはりそれなりの市町村も待機児童解消のためにやっぱり責任がございまして、また改めて新設とかとなるとそれ以上のかんりの金額が求められるわけですから、そういうのと比較すればかなり市町村の財政にとってもいいのかなと思っておりますので、その辺は市町村も待機児童の解消のために頑張っていたいただきたいと考えております。

○上原章委員 わかりました。この20カ所でどれだけの解消になりますか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 タイプはさまざまあるかと思いますが、60人定員の20カ所というふうな概算で約1200人考えております。

○上原章委員 潜在的待機児童を入れて5800人、拡充すれば5400人というさっきの数字ですので、まだまだ非常に全体をカバーできる数字までにはいきませんが、ぜひこの1200人、今回のこの仕組みでこの2年間で実現してほしいのですが、最後にどうしても現場に行くと、既設改修の資金にしか使えないというところが、もう少し新施設のほうにもこの制度が使えないのかと、せっかくこれだけの基金があるわけですから、実際この4億円がこの2年間でクリアできれば、それで目標も達成できるわけですが、もう少し使い勝手を幅広くする意味で、この新設というものにも利用はできないか。これは国に私はそういった拡充、この制度の仕組みを、使い勝手をもう少し広げる、その辺の要望も県はしていただけないかなと思うのですが、いかがですか。

○奥村啓子福祉保健部長 今おっしゃる新設に関してはかなりな経費がかかるわけで、この基金の限られた財源の中では非常に厳しいのかなと思っており

ますし、それともう一つは安心こども基金のほうは創設ということで活用していただいておりますし、現に認可外保育施設が既存施設ができなくて新しくつくって認可化を受けるということも対象であって、実際実績もございますので、その安心こども基金を活用してそういうのはやっていただければと思っております。

○上原章委員 確かに金額も新築になると費用が大きいわけですがけれども、ただ今回皆さんが10億円の基金を2年間で予定どおり進めれば、これはこれでよいのですがけれども、当初スタートして1カ園しか実現しなかったという現実を考えると、本当に計算上10カ園、10カ園ができるかっていうのが非常に心配しているわけです。ですから現場の、市町村が窓口であるのですがけれども、本当にこの基金が使い勝手がよい、もっともっと本当はこうしていただければ、もっと手を挙げるところもあるのかなと、私は現場に行くときよく聞くので、その辺はぜひ今回この改正をして進めながら、その途上でなかなか前に進まないということも想定しながら、検証しながらぜひ今回の改正が意味あるものにしっかりしていただいと要望して終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 先ほどから皆さんが見えないなと思っているのは、去年の基金を使つての平成21年度の実態調査です。その調査内容と対象、結果、議員のほうへぜひ提出していただきたいなという要望をまずしたいと思います。それから、やっぱり、この間の議会でも赤嶺昇議員の質問もありましたけれども、沖縄県における待機児童、もちろん時期によっても変動があることは承知しておりますが、待機児童の調査、本当に実数としてどれだけを待機児童と考えるかというところには、いろんな今の待機児童のカウントの仕方にも漏れが生じてくるわけです。例えば1つ質疑ですが、必ずこの園に入りたいという人は待機児童に入ってませんよ。認可保育所の申し込みの中でですよ。どこに入ってもよいですと言って申し込まないと待機児童にカウントされていません。この調査ではそれは調査されているのですか、去年の調査は考慮されているのですか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 そういう調査はしておりません。

○比嘉京子委員 やっぱりなかなか見えにくいのは、対象を市町村あてにしたのか何なのかもわからないのですけれども、例えばどうしても都合上この園に入りたいとか、おばあちゃんの送り迎えが必要なので歩いて行けるこの園でしか対応ができないとか、いろいろな人の都合で、1カ園指定していると待機児童にカウントされないのです。本当はフルタイムで待機児童にカウントされないといけない人がですよ。そういう漏れも含めて、まず待機児童がどれだけいるのかという実数により近づける調査のあり方というものをぜひ定期的に、大枠でつくっていく仕組みをやる必要があると思うのですが、それについての検討はどうお考えですか。

○奥村啓子福祉保健部長 前回の平成20年度の調査につきましては、報告がおくれたことをおわびいたします。その中で、私たちの考え方としては、待機児童というのは今の制度の中では、当然保育に欠ける児童というとらえ方をしておりますので、何らかの形で入れなかった方は認可外保育施設なり、別の形の個人に預けているなり、対応しているだろう。でも多くは認可外保育施設にそういう待機児童が入っているだろうという想定がまずありまして、この認可外保育施設、全施設に対して調査いたしました。その中で保育に欠けるということですので、両親働いているとか、だれもおうちで見る人がいない、そういう数字を拾い出したわけです。その中でもともと認可外保育施設を選んだ方もいらっしゃると思いますので、そういう意味では申し込んだけれども入れなかったという、そういう数字をまず出しております。そういう意味では、この調査は個々人の都合とか、家庭の事情とか、個別のアンケートはとっておりませんが、働いて何らかの形で昼間子供が見れないと押さえておりますので、そういう意味ではより実態に近い数字ではないかと思っております。おっしゃるように待機児童は日々変わるし、経済状況に応じて働かざるを得ない人も出てくるわけですので、そういう意味では一定の期間をおいて定期的な調査は必要かなと思っておりますが、現時点では平成20年度の調査のおおむね出した5400人を潜在的な待機児童も含めた形で開所、定員、何らかの形で対応しなくてはいけない人数ではないかと考えております。

○比嘉京子委員 これは各市町村の窓口で、どこでもいいという人以外は何名いますかと聞けばすぐわかるカウントなんですよ。ですからそんなに個々に当たらなければならないという話ではないと思うんです。ここも待機児童に入れないといけないと思うんです。皆さんが聞くべき項目を設けるかどうかなんです。市町村に来ているわけですから。個々の人に当たるべき問題ではなくて、

市町村の窓口で限定している、ここを希望するという、限定者の数字を別途挙げてもらえれば済むことなんです。そういうようなところを項目的に考えていく気はありますかという質疑なんです。

○奥村啓子福祉保健部長 先ほど申し上げましたように、申し込むという方は何らかの形でその子供は対応している、だれかが見ているという前提がございますのでそういう判断をしているのです。

○比嘉京子委員 休憩をお願いします。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、比嘉委員が待機児童のカウントの仕方と調査のあり方について確認した。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 実数に近い待機児童のカウントの仕方をできるだけもっと議論する必要があるのではないかという提案だけしておきたいと思います。この条例に追加する(5)と(6)についてですけれども、認可外保育施設それぞれの資質向上のための研修等というのは大変望ましいと思いますし、まず現状として年にどれくらい、どの地域で、どんな回数で、どういう対応が今されていて、この(5)を入れることによってどういう展開に変わっていくのかということをお聞きしたいと思います。

○奥村啓子福祉保健部長 言われておりますように、認可外保育施設に入所している児童というのはやっぱり認可保育所にいる児童に比べて公的な支援というのは少ないという実態がございます。その中で5番については、研修というのは常にやっておりますが、やはり何らかの経済的な支援というのがあくまで、健やか保育児童の中でミルク代とか、健康診断費とかはございますが、それ以外のものがございませんので、研修をすることによって、それを生かすためのいろいろな教材費を、教材のためのものを支給するというところで、そういう意味では実質的に入所児童の処遇改善に当たるのではないかとということでは処遇向上につながると判断しております。それから、6番のほうが、研修を受けて、

その研修の成果、子供に対する保育のためのいろんな保育材料費とか、備品を買う費用として助成するわけです。そうすることによって認可外保育施設への支援につながるということでございます。

○比嘉京子委員 休憩をお願いします。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、比嘉委員が研修の現状についての答弁がない旨の指摘があった。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。
新垣郁男青少年・児童家庭課長。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 認可外保育施設の研修につきましては、毎年定例的に5月、6月ぐらいにやっております。それは直接的にこの事業とは関係がございませんけれども、当然県としてやらなければならない、もちろん認可保育所に対してもやっております、毎年です。ただ今回のこの基金の中におきましては、この基金の中の事業といたしまして、平成20年度にやったように、研修をまずやる、そしてその研修に参加したところに保育材料費を支給できるような仕組みをつくらうと。そうすることによって、認可外保育施設に対して処遇の向上を図れるんじゃないかと、平成20年度限りであったこの事業を平成21年度も平成22年度も、平成23年度もできるようにしたのが今回のこの条例の改正の趣旨でございます。

○比嘉京子委員 5月、6月にどういうことをしたのですか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 こういう冊子を毎年作りまして、沖縄本島中・北部地域、南部地域というような形で、宮古地域、八重山地域もやって、この中で毎年こういう冊子を作りまして、さまざまな保育の処遇、指針であるとか、それからいろいろなことを研修しております。

○比嘉京子委員 これは園長が対象ですか、それとも保育士も対象なんですか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 保育士の方々にもぜひ参加できる方々は参

加してほしいということで、園長のみということではございません。

○比嘉京子委員 日曜日の対象になっているのですか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 昨年で申し上げれば、土曜日に開催しております。

○比嘉京子委員 何時間やっているのですか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 午後1時から午後4時45分までです。

○比嘉京子委員 その1回きりなんですか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 はい。毎年、地区別に1回ずつ年度当初でいろいろ変わった内容だとか、気をつけていただきたいところとかということで、毎年1回ずつ認可保育所、認可外保育施設で開いております。

○比嘉京子委員 あとで認可外保育施設の、立入調査の一番新しい調査結果もほしいと思いますが、この認可外保育施設の資格有識者というのは3分の1でよかったですか、保育士の有識者は。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 はい。3分の1以上ということですよ。

○比嘉京子委員 実態はどうですか。3分の1以上、2分の1以上または全員というぐらい近づいているのですか。今、どういう実態なんですか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 指導監督基準というものがございませけれども、認可外保育施設の中でも。それは最低基準を少し緩和した形で一定程度の基準があるわけなんです。それを満たしているのが、今440カ所近くある中で、私どものほうで、毎日、監査指導に行っておりますので、その結果として今130カ所くらいはこの指導監督基準を達成しております、440カ所のうち。

○比嘉京子委員 結局、その基準を認可保育所の場合は全員が有資格者でなければいけないところを3分の1以上であればいいですよという基準がありながらも、しかも今ある認可外保育施設の3分の1くらいしか、それにも当てはま

らないという理解でいいですか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 はい。そのとおりです。

○比嘉京子委員 こういう実態の中で4時間くらいでは伝達事項くらいしか私はできないと思うのですよ。私はこの基金の(5)が入ることによって、各地域における認可外保育施設の先生方のもっと長いスパンの研修等が行われるのかなと思っていたのです。そうすると、平成20年度でやった、午後1時から午後5時くらいまでの研修を次年度もするようにという、余りにも最低限の話でしかないと思うのです。そうすると、資格を持っている人が3分の1でもいいですよということもかかわらず、全部が満たされていない。その中において子供たちが今保育を受けているその現状を考えると、私は研修のあり方を各市町村に、ある市町村は手厚くやっているところがあればやらないところもあるわけです。そうすると、全市町村にその市町村単位における認可外保育施設の先生方の資質向上のカリキュラムをしっかりと組んだ研修のあり方を、逆に言うと支援する基金に私はこれはもっと充てるべきではないかと思っているのです。そういう発想はどうなんですか。

○奥村啓子福祉保健部長 確かに、研修というのは非常に大事なことだと考えております。それでこの基金の中でも、実は県のほうで執行している、指導監督を満たすためのいろいろな調査というか、指導に今入っているんですけども、この基金をつくったことによって、この人たちをふやしてきめ細やかに巡回して指導していくという体制もとっております。その中でそういう、ある意味研修というか、その辺の指導もやっていけるのではないかと思っております。それと研修についてですけども、今後いろんなスタディーグループもできましたし、その中で市町村や認可外保育施設の方の意見とか、そういうのを聞きながら、今後どんなふうな形で進めていくかという検討もなされていきますので、その中で皆さんの意見を聞きながらより資質向上に結びつけるような対策も考えていければと思っております。

○比嘉京子委員 大変言いにくいことですが、死亡事故が最近も起こっていますよね。認可外保育施設で起こっているわけですが、ほとんどの死亡事故が。これは何を意味するかということなんです。しかも栄養給与目標もないので、中身は大変な実態の給食なんです。安全という最低限のところも保てなければ、発達の直接的な影響のある食も満たされていない。ですから、いろんな意味で

これは、保育園、人を育てるそういう園を考える、いわゆる経営する人の、トップのものの考え方、それかそこに勤める先生方の考え方、そういうもののレベルアップを、大変疑問視するような実態調査を皆さんは多分に持っていると思うんです。だから冒頭で認可外保育施設の立入実態調査の結果の一番新しいのを下さいといったのはそのせいです。終わりますけれども、そのことを踏まえると、この基金のあり方が、私は、この研修に来たから教材費を上げますではなくて、本当の意味で子供たちに直接対応する人の資質の問題、これは皆さん、保育所保育指針のレベルの話では全然ないのですよ、実態は。そのことを踏まえて、私は経営者の感覚や資質、それから先生方の資質、そのことを全体的に上げていこうという努力がないとこういう事故は後を絶たない、事故のみならず保育の違った方向における問題、そういうことを考えると大変責任重大ではないかなと思っているのです。それに対してどうですか。もっと検討する必要はないですか。もっと基金をそこに充てる必要はないでしょうか。

○奥村啓子福祉保健部長 大変貴重な御意見だと思っております。先ほど申し上げましたが、今後内閣府等も含めたスタディーグループもありますので、その中でも、そういう意見を話して、どんなふうな形で、認可外保育施設の資質向上も含めて、待機児童の解消ももちろんですけれども、どんなふうな形でよりよい基金の活用ができるかも議論していきたいと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 今のこととちょっと関連しますので、一言申し上げたいと思いますけれども、この研修のやり方というのは県サイドで独自にできるものではないのかなという思いがするのですよ。それは何も政府として、調整しながらということではなくて、県がどうプログラムを組むとかそういう方向でできないのかなと思うのですけれども、どうなんですか。

○奥村啓子福祉保健部長 先ほど調整したと申し上げたのはこの基金の活用ですから、この基金の中のメニューというので研修というのはございますが、それにいろんな費用とかございますので、そういう意味で調整したいと申し上げたわけで、研修の中身のメニューとか、そういうものについては県独自でやっていきますので、ただ費用を伴うので、その回数とかそういうものになるとどうしても制限が入るということがございます。

○渡嘉敷喜代子委員 先ほど、700万円を上限にして1件だけ申し込みがあったということに関してちょっとお尋ねしたいのですけれども。確かに政府の途中の変更によるもので前年度にさかのぼって、その3000万円の執行はできないというようなことでしたけれども、やはり、その700万円の上限ではどうしてもやっていけないということで、調査の結果、それから内閣府との調整の中での途中の変更だったわけですよ。この段階で、先に申し込んだ1件についての救済策はどうしていこうかという話は出て来なかったのですか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 ですから、救済というお話ですけれども、この方の場合は自己資金の準備が整っていて、これが3000万円の変更をするという話がまだ全然出てこないスタートの段階で、その方がいわゆる資金計画があり、工期計画がありということで出てきておりますので、その話はありませんでした。

○渡嘉敷喜代子委員 この申し込んだところからの話はなかったにしても、県としての責任において救済策、何とか講じなければいけないなというそういう考えがあったのかどうか、そのことをお尋ねしたいと思うんですよ。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 ですから、制度の設計変更ということになりますので、平成21年度はこういう状態だったからということで調整を進めて、平成22年度からこのような形で組みかえたいということで調整して進めてきていますので、平成22年度スタートということで進めてまいりました。

○渡嘉敷喜代子委員 確かに法律上はそうなるのかなという思いはするのですけれども、かなり700万円では厳しいということでの政府との調整をしたと思っているのですよ。それでなかなか進まない中で私ども県議会の有志が直接、福島少子化担当大臣に直談判をして、何とか3000万円に引き上げていこうということでこのことが急速に進んできたと思うのですよ。そのあたりは確認できますよね。そういうことであるだけに、この1件に対して何とか救済をしようという皆さんの考え方が出てこなかったのかなということが、私は腑に落ちないんですよ。そして、向こうから申し入れがなかったからそれで前年度のことだからよしとするのではなくて、何とかそういう手当てをしていこうかなという思いが本当に県にはなかったかどうかということを確認したいと思います。

○奥村啓子福祉保健部長 この話が出てきて進んできた時点では、既にこの施設については補助金の交付決定もして、整備が始まっていたということになっておりましたので、そういう段階ではこういう今の手当てというのは無理だったと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 もう少しそのあたりは柔軟にやっていたらよいのかなという思いがしてならないのですけれども。それはそれとして仕方のないことですが、先ほどの研修についてちょっとまた戻っていきたくと思いますけれども、認可外保育施設から認可保育所に上がった保育所に関しては、かなり問題があるというような話を聞いているのですよ。というのは、認可保育所になった時点で、1年間は監査がないそうです、どうなんですか。1年か年度内か知らないけれども、監査をしないということを知っていますけれども。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 認可化されましたその年は、福祉保健部の中に福祉保健企画課というところがありまして、そこに監査指導班というのがあります。保育園であれ、老人福祉施設であれ監査しに行くところです。監査指導班と、私ども青少年・児童家庭課の保育班、一緒になって指導するとしております。

○渡嘉敷喜代子委員 監査は入らないで指導という形で入っているということを知っています。そのときに、やはり認可外保育施設の状況そのまま持ち込んできて、遊具にしても指定する遊具とかあるわけですよ。そういうことの備品の購入とかもないような状況で運営されているというような話を聞いたことがあるのですよ。ということは認可外保育施設の今の研修の問題と絡んでくるのですけれども、その研修の中でしっかりと研修がやられていない結果がこういう結果に出てくると思うのです。それで私がなぜ、もっと研修をふやしていかないといけないのではないかということは、そのことなんですよ。そういう状況を皆さんは把握していらっしゃるでしょうか。指導は入っているけれども、指定された遊具とかそういう備品とかが入っていない状況の中で、あるいは保育士の保育料も認可外保育施設の状況の中で運営しているというようなこともあって、そしてすべて監査を受ければそういうことはないはずなのに、その年度内は監査がないということで、そういう運営の仕方をしていてとても問題だという話を聞いているのですよ。その人たちが認可になってもちっとも変わっていないということで、保育士がどんどんよそに流れていく状況もあるのですよ。質が変わっていないわけですから。そのあたりのことを皆さんは把握していら

っしやいますか、青少年・児童家庭課長。

○津波信雄青少年・児童家庭課副参事 渡嘉敷喜代子委員のおっしやる、問題のある認可保育所、何カ所か相談がありまして、その都度市町村も含めて指導をしているところがございます。

○渡嘉敷喜代子委員 やはり把握していらっしやるわけですから、認可外保育施設に対して、あるいは認可保育所に対していかに研修をしっかりとやっていかなければいけないかということが大事だと思うのですよ。特に経営者の意識が変わらなければ何も変わりませんので、そのあたりの経営者に対してのそういう研修も含めて、そのスケジュール、メニューは県で考えるということですので、そのあたりしっかりと運営して行ってほしいなと思います。今回の条例の改正はとてもすばらしいことだと思いますので、その基金でできるだけ多くの研修に充てるようにしっかりと国との調整をしていただきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 改善前の基金の見通しについて、この基金が当初スタートしたときに、安心子ども基金で1700人ぐらいの待機児童解消を見込んで、そしてこの基金で3600人を見込んでいます。60人定員の60園掛けるで3600人、それでさっき言っていた5400人という恐らく最低ラインの潜在的待機児童、この解消になるものだ。一応、私たち議員のほうからはそのときに、この基金は非常に使えなくて、結果として県を絡めて11億5000万円ですけれども、これは返すことになりませんかということで、何度もそれは確認をしてきたのです。そうしたら前任者の福祉保健部長でしたけれども、これは使い切りますと、必ず達成できますというような答弁があったわけですよ。今回、皆さんは改善をして1200人の解消を見込むということですが、前に言った60人定員の60園というのはあれは適当に言ったのですか。つまり、その場しのぎで答弁をしていたのかということ非常に疑問なんです。今回、改善しても3600人どころか1200人ということは目標が3分の1になっているわけですよ。議会であんなに時間をかけて、その都度やりとりをしているのに、改善前にそういう見通しを持っていたということは、適当に言ったのか、やっぱりそこの基本認識をきちんと説明というか確認をしておかないと、今回のこの1200人の数字もどう見ていいかわからないのですよ。

○奥村啓子福祉保健部長 確かに、この沖縄特別振興対策調整費で、かつて沖縄の待機児童というのは非常に課題であるということで、ずっと国と何年もかけて調整し続けてきた結果として、いろんな議員の先生方のお力添えがあってこの基金ができたということが、非常に大きな成果だと我々はとらえています。その中での議論というのは、やはり待機児童が大体これぐらいいるだろうという、これぐらいを目標にということで資金面も、数値としても本当に達成すべき目標として挙げさせていただいたということでございます。実際、市町村とのやりとりの中で進めるに当たって、やはりお金の問題もございますが、やっぱり市町村のいろんな計画がございまして、またできそうなところが地域として待機児童が余りいないようなところだったとか、そういういろんなもろもろの制約が出てきまして、結果として目標にかなりほど遠い結果が出てきましたが、今回進めさせていただいたときには、やっぱり具体的に認可外保育施設の方とか、それから待機児童の多い市町村と個別にヒアリングをしながら、具体的な可能性を探りながら数値として出していておりますので、これに関しては目標を達成可能ではないかと考えておりますし、また目標に向かって必死になって努力していきたいと思っております。

○仲村未央委員 今回の1200人についてはそれなりに実態を踏まえた上でのことで、前回みたいにただ希望的観測を言ったまでではないと今の福祉保健部長の答弁を受け取りましたけれども、この1200人、20カ所を最終的に目標達成したときの基金の取り崩しというか、その実績というのはどれぐらいになると見込んでいらっしゃるのかお聞かせください。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 これはやはり施設改修費の金額もいろいろあるかと思っておりますので、我々としてはやはり研修事業などもございますから、使い切るということで目標にして頑張りたいと思います。

○仲村未央委員 それで、今目標が既に3分の1になっているわけです、当初のいわゆる3600人ということからすると。残りも含めてどうされるのか、これを1200人に達成する段階で基金を使い切るということであれば、今抱えている潜在的な部分の解消というのをどう図っていくのですか。

○奥村啓子福祉保健部長 現在、5400人を目標にしてこの沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金、この基金で1200人、あとは沖縄県安心子ども基金で

1700人ということで、約3000人です。残りというか、この目標の5400人につきましては、平成20年4月を押さえておりますので、既に平成21年4月には500人余りを達成しているということで、残り約1800人ぐらいですか。そういう不足がございますが、安心子ども基金につきましては平成22年度までですから、平成23年度以降は従前の施設整備が残りますので、これも従前毎年何百名かの解消をやっていておりますので、その辺を活用しながら解消に努めていきたいと考えております。

○仲村未央委員 私は従来のをどうしますかということではなくて、今回のプロジェクトチームというかスタディーグループも立ち上がるわけですよ。それで今早急に5月までに皆さんはスケジュールを組んで、待機児童の解消を抜本的にやろうということで意気込んでいるはずなんですよ。それを前提に今聞いているわけなんです。知事は待機児童解消ゼロと聞いているわけなんですよ。そして認可外保育施設の支援の拡充というのも常々おっしゃっていますよ。今回、このスタディーグループで5月までにまとめるというこのすごい短い期間の中に、今までの問題の整理と、何がどうでということの課題が当然あるわけで、それを踏まえるならば、この基金が終わったあと悠長に従来の云々ということにはならないと思っているからどうするのですかと聞いているわけです。何を要望するのですか。

○奥村啓子福祉保健部長 確かにこのスタディーグループは待機児童対策のためということではございますが、その中で2月17日に初の会合をして、その中でやはり沖縄の現状ということを説明させていただいています。その中で我々が申し上げましたのは、やはり待機児童がたくさんいますと。この基金の金額の中では1200人ということで目標を挙げてございますが、それ以外に認可外保育施設に多くの待機児童というか、入れないために認可外保育施設がそれを補完的にやっている部分というのは非常に大きいと、そういう現状がございました。では認可化をこの基金で促進しながら、この基金だけではすべてを救うというのは無理ですので、ではその残った部分の認可外保育施設に対してどんな支援ができるのかということと今後少し考えていこうということと、それと色々な幼稚園の問題とか一沖縄の特殊な問題、それをどんなふうやっていくとか、その辺をトータルとして就学前の児童というのをどんなふう沖縄で育てていくかという、この大きな視点から教育関係も含めて市町村、それから認可外保育施設、認可保育所も今月はそういう調査なりヒアリングとか、意見交換をしようということになっておりますので、そういう意味で、この基金

の中で、スタディーグループの中で即認可外保育施設の待機児童ゼロということよりも、今できること、やるべきことはそういうことかなということ、そういう視点で議論をさせていただこうかなと思っております。

○仲村未央委員 これは遠慮するときではとうにないと思っております。これはもともと沖縄振興計画を背景にして予算が組まれているわけですから、予算の出方も、従来の厚生労働省の基準が云々やっていたら、これは一生沖縄はこの恒常的な待機児童対策はできないわけですよ。ですので、やはり今福祉保健部長がおっしゃったことは見当外れとは思ってなくて、本当に抜本的な必要があるところ、特に幼稚園の部分はどう絡ませていくのかということは本当に大きな問題だと思っております。けれども一方で、さっきから実態調査がどうなっているのですかと、実態把握の弱さが余りにも浮き彫りになるものですから、本当にやる気があるのかというのを疑うのですよ。どの委員が指摘したことも非常に根本的なところだと思うのです。保育に欠けるという基準の中から、さっきは所得が制限になっているところがないかという、把握もなされましたかということもありましたし、市町村によっては例えば入所受付日に順番待ちをさせて、その順番がとれなかったらその保育に欠けるというその点数化もされないと。他の市町村では全部受け付けた上で点数化して、優先順位の高いものから、それでもあふれてしまって、それが待機児童になっているわけですよ。でもある市町村ではその点数化に至る前の順番を並んでやって、もうこの並ぶ日になったら、夜から、前日から並ぶような状況もあるんですよという話も聞かれるくらいなんです。そういうところの実態もどうなっているのかなというのは、私も実は市町村の実態がどう把握されているのかというのを指摘したかったのです。今さっき言っていた、実際にはお勤めの方は入りやすいわけですよ。就労証明も取りやすくて。けれども非常に不安定な働き方、ずっと短時間労働を繰り返している方とかは求職活動もやらないといけないのに、預けるところがなくて、これが恒常的にこの人にとってはずっと休職と失業と、そして保育所がないということをやっと抱え込んだ状況の中にいるというのを、本当に沖縄の多くの世帯の現実だと思っております。だから、ただ調査しました、潜在的に5400人ですというのは前々から聞いているのでわかるのですが、本当にそれが十分な把握なのかということをお先ほどからいろんな委員が言っていますので、今回このスタディーグループを立ち上げるに当たって、そういった形式的な厚生労働省の基準だけで見るとはなくて沖縄の実態に合わせた調査をきちんとやって、その県民側の視点から、しかも沖縄振興の名目の予算なんだから、そこの視点を県のほうにしっかりとこの5月までの間に上

げて、認可外保育施設の支援の拡充に具体的につながるようなことを要求してほしいと思っているのですよ。きょうは基金のことなので、余り細かいことは言いませんけれども、このことについての基本的な認識をぜひお聞かせください。

○奥村啓子福祉保健部長 確かに、今待機児童、我々は認可外保育施設に入所している児童で押さえています。所得がどうのこうので入れないとか順番を待ってという、委員がおっしゃったことは今のところ把握しておりませんでしたので、こういう調査の中で市町村に対してヒアリングしながら、できるだけ実態を、現状を把握して、やはり厚生労働省の基準というよりもおっしゃるようにこの基金も沖縄だけの制度ですので、そういう意味では厚生労働省の基準に沿わないとだめという視点ではなくて、これを機会に何らかの沖縄の特殊性を解消するというか、この待機児童解消を含めて沖縄の子供たちの処遇が底上げできるような形でいろいろ意見を申し上げていきたいと思っています。

○仲村未央委員 ぜひ、皆さんの働きに相当な期待がかかっているということを私たちは現場のお話を聞く中で非常に感じておりますので、ぜひそこは裏切ることのないような実態を踏まえた要求を具体的に上げると、相手の顔色を見るんじゃないなくて、こちらが何をするのが求められているのかということの視点でぜひ強い要求を出していただきたいと思いますので、お願いいたします。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 今との関連ですけれども、知事は待機児童ゼロを目標にやっているのですよ。各委員の皆さんが質疑をする中で、平成22年度、平成23年度100%皆さんの計画が実施されたとしても1200人の解消にしかない。残り3800人か、それくらいが残るのですか、そういう状況ですよ。だから基本的なものは待機児童ゼロを目指す基本計画みたいなものがしっかりないと、この基本がないと、今突き上げ場みたいになっているわけですよ。この緊急経済対策がなくなればその次どうするかということになると、この基金を全部取り崩した後はまた結局もとのようなフラットな状況の待機児童対策にしかないという話になると、これこそある意味では沖縄の待機児童の実態を皆さん方がどれぐらい真剣に、深刻に、行政としてどう解決しようとしているかという姿勢がまさに見えないのですよ。ここの部分、福祉保健部長どう考えているのです

か。この基本計画みたいなものがないといけないのではないですか。

○奥村啓子福祉保健部長 待機児童に関しては、本当に重要な政策課題ということで認識しておりまして、これまで取り組んできております。計画に関しましては、従来のおきなわ子ども・子育て応援プランとか、そういう計画の中で常に定員増ということの数値目標を上げてきております。今あるプランにおいても平成21年度まで、そのつくった当時の待機児童の実態を勘案しながら、幾らまで定員をふやすという目標を上げて、これはほぼ達成しています。今はまた現在、5年分の平成26年に向けての数値目標を設定しておりますので、その中で我々は5400人という調査を出しておりますので、その解消を図っていくというのが目標になりますが、いろいろな御意見のようにやっぱりそこまで悠長に待ってられないという部分もあるかと思いますが、今回スタディーグループの中でも、どんな形で速度を速めながら待機児童ゼロに向けて施策を展開していけるのかを含めて議論させていただきたいと思っております。

○翁長政俊委員 ちょっと違うのだよ。喫緊の課題として福祉保健部でどうとらえているかというのが一番大きな課題なんですよ。従来もやってきたし、これからも特に3年間については緊急経済対策関係で対応できて、予算も基金を積んでやっていけると、これは別格の扱いになっている。これがなくなった後どうするかということは、先が見えないと従来計画に戻るということになる。今の計画では私は5400人いる待機児童がゼロになる日が10年後になるのか20年後になるのかさっぱり見えないのですよ。だから、これは沖縄県安心子ども基金も含めて活用するという意味においては、これは皆さんの福祉保健部の中にスタディーグループをつくるというのだけれども、この班をしっかりと運営しながら明確な待機児童ゼロの基本計画というのを持ったらどうですか、これは持てないですか。福祉保健部長どうですか、これに対して待機児童のみの具体的な計画というのは持てませんか。この単年度、単年度だけではなくて、二、三年のスパンではなくて、5年か6年くらいでやるくらいの、こういったきちっとした計画というのはつukれないものなんですか。

○奥村啓子福祉保健部長 先ほど申し上げましたように、おきなわ子ども・子育て応援プランの中に保育所の定員増の目標は常に設定しております。これは過去においては達成してきております。やはり待機児童というのはつくってもどんどんふえていくという実態がございますので、これについて潜在的な待機児童ということで今調査させていただいておりまして、これをゼロに向けてと

いうことで進めておりますが、この基金がなくなっても従来の整備がございませぬ。これまでも、定員増も含めていろんな分園設置とか、そういうのも含めて毎年、毎年かなりの数、百、何百という形でどんどんふやしてきておりますので、そういう意味では従来に戻って何もできないということではございませんので。

○翁長政俊委員 沖縄県安心子ども基金を設定する前の段階の、解消をされた数字というのはどれくらいあるのですか、年度ごとに教えてください、5年間くらい。どれくらい解消されてきたのか、20年以前か。

○奥村啓子福祉保健部長 平成15年が定員が2万4589名です。平成16年2万5941人、平成17年2万6857人、平成18年2万7747人、平成19年2万8726人、平成20年2万9343人、平成21年2万9888人、毎年ふえてきているということです。

○翁長政俊委員 毎年1000人規模でふえてきているということですか。これは、実態として1000人規模でふやしてきたということですがけれども、この中身について教えてください。どういったところが引き受けたのですか、認可外保育施設がふえたということなんですか。

○奥村啓子福祉保健部長 休憩をお願いします。

○赤嶺昇委員長 休憩します。

(休憩中に、説明員から数字は認可保育所の定員であり、認可保育所が増加した旨の説明があった。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 こう理解していいですか。平成20年で10園ふやして平成23年で10園ふやして、トータルで1200人になると。これプラス、毎年のベースでいくと、あと1000人ずつふやしてきたのだから、あと2200人くらいになると認識していいですか。新たに基金つくったわけでしょう、皆さんは。

○奥村啓子福祉保健部長 今平成21年と平成22年は、既存の施設整備が沖縄県

安心こども基金に変わったわけです。安心こども基金の2年間の1700人の分が既存のふえた分と置きかえてもらって、これにプラス、いつもふえたのがプラスということではございません。

○翁長政俊委員 沖縄県安心こども基金で従来のように整備を進めていくと、この平成20年、平成22年、平成23年についても、要するに1000人くらい受け入れる規模の、この基金で対応ができるということなんですか。そう理解してよろしいのですか。

○奥村啓子福祉保健部長 この安心こども基金は平成21年と平成22年の2カ年になります。平成23年にはなくなるのです。平成21年と平成22年の2カ年間の基金です。3年後は今のところ、国の方針がどうなるかわかりませんが、現在のところは2カ年の期限がついております。

○翁長政俊委員 わからないのは、今先ほど平成15年からの皆さん方が待機児童解消のためにやってきた施策が、きちっとうまくいっていて、年間1000人規模くらいずつ解消をやってきましたよ、こういう実績がありますよという報告があるわけですよ。フラットな状況で、これは毎年やっていけるだろうという、特別に経済対策分が出て来て基金ができ上がったのだから、沖縄県安心こども基金と通常の待機児童解消のための基金ができ上がったのだから、これプラスこの基金分が出てくるということになると相当に加速したなという認識に立つけれども、これやってみても1200人しかやらないということになると、通常ベースの解消の仕方とそう変わりがないということでしょう。1000名が1200名になったという程度の話ではないの。そう理解せざるを得ないのではないのか。どういう待機児童の特別基金条例をつくり、安心こども基金をつくってどういう特別なことをしてきたのですか。これは特別な基金なんですよ。特に今審議されている第12号議案あたりは、待機児童を解消しようという名目のもとにつくった基金だから、別途かさ上げ分があってもよいはずなんだよ。かさ上げ分が全然関係なくて、従来どおり平成15年からやってきた通常の待機児童解消対策と、何ら200人程度の規模しかふえていないということになると、実態中身何やっているのだという話にしかならないのではないのかなと思うものだから、実際どうなんですか。

○奥村啓子福祉保健部長 今審査していただいている基金は沖縄特別振興対策調整費ですので、これは完全にプラスの部分です。ですから、これで20カ所で

1200名です。安心こども基金は従来の制度、従来でしたら単年度で協議するものですから、それがなかなか進まない。この経済対策で基金を積み上げれば、毎年の予算交渉もいらぬし、前倒しができるわけです。そういう意味の安心こども基金なんです。これは全国的なものです。

○翁長政俊委員 実際のことを言って皆さん方、基金を積むことによって、厚生労働省との話し合いの中で、従来やってきたものを総枠で3年分くくってやりましょうという名目で置きかえられただけの話ではないの。今の説明はそういうことでしょうか。従来、単年度ですべて、ヒアリングをして積み上げてきたものを3年くりでやろうと、要するに積みかえたということでしょうか。名目を変えただけということになると特別な予算でもないし何でもないという話になるのです。従来も基金がなくても、1000人くらい待機児童を解消するためにやってきたわけです。これは毎年度ヒアリングをする中で予算を積み上げていったわけだ。沖縄県安心こども基金にしてみれば2年間を特別という形で積んでもらった。待機児童も特別という形で積んでもらった。これは何らかさ上げではなくて名目上置きかえただけの話ではないかと。かさ上げ分だったら、あと1000人とか2000人とかいう、特別に解消されるべきかさ上げ分があつてしかるべきだろうと。私はそう理解しているのだけれども、この部分がなくて予算上何となくごまかされた形でつけかえたような感じにしか説明が受けられないものだから、予算の単なるつけかえではないかと。特別対策という形でやっているのかと。特別対策という形でやっているのであれば、当然解消分が従来の1000人ずつ解消してきたものにあとプラス1000人くらいあれば、これは特別なことをやっているなど、2000人くらいの解消になったなどという話になるけれども、従来とそんなに遜色がないという話になると、逆に平成22年、平成23年で1200人ということになると、通常は平成15年から1000人ずつやってきたものが、2年にまたがって1200人しかやりきれないというのであれば逆に落ちているという話になるでしょう。

○奥村啓子福祉保健部長 先ほども申し上げましたが、今審査していただいている沖縄特別振興対策調整費は沖縄だけのものですが、これは完全にプラス、かさ上げ分です。安心こども基金は全国的なものです。全国的に待機児童が多いという実態で、政府としては経済対策も含めてこれはどんどん額を積んでふやしてはいます。それが毎年、単年度でやっていたのを2年間で前倒しでやれるような仕組みを、予算上の仕組みをつくったわけです。ただ、つけかえと言われればそれまでですけれども、単年度の枠をかなり広げてはいるわけです、

全国的に。そして、沖縄の分も予算の枠はかなり広がっていると理解しております。そして内容的にも、やはり従来の制度よりも少し対象者に対して補助の対象が広がったとか、そういうメリットもございます。そういう意味では、この安心こども基金というのは一挙に前倒しでやっていこうという経済政策と、待機児童を早期に解消しようという政府の対策のもとに全国的なものとして、仕組みとして組まれたものなんです。

○翁長政俊委員 私が言っているのは、そういう制度や基金があることは結構なことです。これはどう使おうが、子供の待機児童に資すればいいわけです。現実的に皆さんがこういった政策をやってきて、待機児童解消をやってみたけれども、結果として実態の数字が、解消された数字が、皆さんがやってきた特別なものがオンされた形で数字が出てくるなら私は理解できるんですけども、そのオンされた形が出てこないものだから、2つ考えられるのだよ。要するにつけかえでごまかされたかという話と、もう一つは皆さんが怠慢だということなんだよ。特別な基金を積んでやったけれども、解消するための行政側の対応がおくれて、実際数字が上がって来ませんでしたというならまだ理解するんだよ。考えられるのは2つしかないのだよ。だから、どこに問題があるのかと。基金ができました、予算もつきました、しかしながら平成15年から始めた待機児童対策が、毎年1000人くらいの待機児童解消を、ずっと実績として上げてきた。特別な基金が入った。この両基金が入った。そしたら、それにオンされた数字が出てきて、解消されたのがこの2年、3年の間に倍になりましたよという結果であれば、私は納得するのですよ。ただ、この数字が出てこないものだから、なぜ出てこないかということになると、くどいようだけれども、資金が単なるつけかえという形になったのか、もしくは皆さん方が実績として上げ切れなかったのか、どっちかしかないのだよ。これどうなの。逆に減っているよ、これは。2年間で1200人しかできないというのだから、今まで平成15年で1年間で1000人規模やってきたのでしょ。

○奥村啓子福祉保健部長 平成21年度と平成22年度は、沖縄県安心こども基金で1721人ふやしました。

○翁長政俊委員 これは何年度ですか。

○奥村啓子福祉保健部長 平成21年度と、平成22年度2カ年です。

○翁長政俊委員 二本立てでやっているということだな。安心こども基金のやった実績と、基金で。だからそう説明すればいい話であって。

○奥村啓子福祉保健部長 休憩をお願いします。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金で60人、安心こども基金で1721人の合計1781人である旨の説明があった。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 今、説明してもらったのだけれども、それでも平成15年以降のもの年間1000人近くやっていたものがペースダウンしているということになるね。ペースダウンしていると思うよ、数字を照らし合わせて見ても。

○奥村啓子福祉保健部長 沖縄県安心こども基金につきましては、かなり市町村もいろいろな要望がございまして、その要望に対してはほぼ答えているところであります。そして、我々はやはり待機児童解消というのが一番の目的というか、基金を使うための結果としては。ですから、まずは創設を優先して、それからあとは増改築にやっても定員増を伴うものを最優先、幾らか希望が来てもやはりそれを優先的にやって、数字としては今申し上げた数字になったのですけれども、我々としても市町村に対しては創設を第一優先しますと。待機児童解消ですので、定員増を伴う改築等を優先していきますと常に申し上げて、市町村とのやりとりの中でいろいろな要望がいっぱいございます。それを基金に対してはかなり要望が高いので全部使い切って待機児童解消には努めていけると思っています。

○翁長政俊委員 ただ、いずれにしても出口の部分で、しっかりと解消される待機児童が5400人もいるのですから、これが極力減るといふ出口の部分の数字をどれだけきちっとできましたという数字なんだよ。結果が大事なんだよ。だからこの部分が見えるようにしてください。この両基金を活用するにしてもです。それが1つ。もう一つは、おきなわ子ども・子育て応援プランの中で、待

機児童の問題を皆さん扱うという話をされていますけれども、これは総論的ではないの。

○奥村啓子福祉保健部長 いろんな制度がありまして、それを数値目標として定員を示しているということです。

○翁長政俊委員 これが皆さん方の待機児童ゼロの、要するに基本計画と私たちが理解してもいいの。おきなわ子ども・子育て応援プランの中で、数字を挙げて待機児童ゼロを今目指していますという説明ですから、私は先ほどいろいろな委員からも話が出ているように、沖縄の待機児童については、祖国復帰前の事情もいろいろあって他都道府県とは違う特別な事情を抱えた地域なんですよ。ですから、この部分は独自の待機児童ゼロプログラムみたいなものをつくって、本当に年度をきちっと決めて集中的に取り組まないと。本当はもっと先にやるべきだったわけだけど、集中的に取り組まないと、他都道府県に比べても圧倒的にいびつな形で沖縄が待機児童が多いという現実は解消されませんよと。だからこの部分を国に訴えていくのもこういった基本計画、いわゆる全国平均並みにやる計画ではなくて、厚生労働省が指導するやり方ではなくて、沖縄単独のものをきちっとつくって国に示す必要があるのではないかと思うから、しっかりやってくださいよと。知事自身も公約で待機児童ゼロということを行っていますので、こういう基本計画といったものがあってしかるべきではないかと。そうでないとなかなか通常ベースでやっている、5400人もいる待機児童というのは簡単に解消できないのですよということを言っているわけです、私は。

○奥村啓子福祉保健部長 数値目標につきましては、おきなわ子ども・子育て応援プランの中で示させていただきますが、現在進めているスタディーグループを国のほうともやって、そのめどですけれども、5月には沖縄の待機児童対策のあり方の検討ということで提言のとりまとめをやる予定ですので、その中でこういうことも議論しながら一応示すようにやっていきたいと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第十二号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

午後0時5分 休憩

午後1時22分 再開

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、乙第13号議案沖縄県地域医療再生臨時特例基金条例について審査を行います。

ただいまの議案について、福祉保健部長の説明を求めます。

奥村啓子福祉保健部長。

○奥村啓子福祉保健部長 それでは、乙第13号議案沖縄県地域医療再生臨時特例基金条例について、御説明いたします。

議案書（その3）の46ページをお開きください。

この議案は、医療機能の強化、医師等の確保等の地域における医療に係る課題の解決を目的として、県が策定する地域医療再生計画に基づき、県が行う事業の費用及び市町村が行う事業を支援するための費用の財源に充てるため沖縄県地域医療再生臨時特例基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要があることから、新たに条例を制定するものであります。なお、同基金は、国の経済危機対策の一環である地域医療再生臨時特例交付金を活用して設置するものであり、本年度中に国からの交付金を受け入れる必要があることから、先議案件として審査していただくことになりましたので、よろしくお願ひします。

以上で、乙第13号議案についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願ひします。

○赤嶺昇委員長 福祉保健部長の説明は終わりました。

これより、乙第13号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願ひいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 医療機能の強化と医師の確保等をとということですが、どうして基金ということが出てきたのでしょうか。医師確保というのは、諸外国に比べても沖縄県内も本当に緊急な確保の必要があるというところもあると思うのですけれども、基金としてどれだけの医師を確保すれば、そして沖縄県がその基金で確保した医者で充足するといえますか、沖縄県内の医療状況というのは充足することになるのか、そこら辺からお尋ねしたいと思います。

○新垣盛勝医務課長 これは基金の創設の背景なんですが、他都道府県で、医師が派遣できなくて、病院を閉じる自体が生じたり、あるいは救急医療でたらい回しがあつたりという社会状況がありました。ですから、地域で医師の確保と、医療関係者が確保できなくて困っている地域もありますから、そういう意味で基金をつくって当面する喫緊の課題を解決するために基金を創設するということになっております。どれくらいの目標かといいますと、私どもの医師の数でいえば、対10万人当たりでいえば、平成20年度で全国平均を上回っています。大体100.8%という状況になっています。しかしこの部分については地域保健医療圏ごとに偏在がございまして、対象保健医療圏としています宮古地域、八重山地域は大体医師の数が160人くらいです。沖縄本島北部地域のほうが大体170人という形で、全部県内でもそういう部分で少ない部分がありますから、ここは少し医師の数はふやしていきたいという形で対象保健医療圏という形にしております。計画の目標では、宮古地域、八重山地域の保健医療圏ではそれぞれ15人以上ふやしていきたいと。北部保健医療圏では35人ふやしていきたいということで人口10万人当たり190人以上を目指したいという形にしております。

○西銘純恵委員 宮古地域、八重山地域、離島で15名、50名という医師確保ということで5年間の事業ですよ。総予算と、宮古地域と八重山地域と沖縄本島北部地域にやったということですがけれども。あとは、中部病院、南部医療センター・こども医療センター、これについてはこの基金ではやらないということかと思うのですけれども、この問題についてはどのように扱われるのでしょうか。

○宮里達也保健衛生統括監 この問題は、どうして宮古保健医療圏域、北部保健医療圏域とやったかという、それぞれ自前で育てることがなかなか難しい地域であろうと、あるいは自前で自発的に医師が定着するということがなかなか難しいだろうと。ということは、そういうところに医師を十分に配備するた

めには、中央の中部保健医療圏域、南部保健医療圏域で集中的に医師を育てる必要がある、育てた人を派遣するという人事の流動性において、安定化を図っていこうということを目的にしておりますので、医師あるいは専門医師をどう育てる仕組みをつくるかということがこの基金の主要な眼目になっておりますので、具体的な計画ではそうっております。

○西銘純恵委員　そうしますと、5年間、計画が達成された暁、6年、5年以降、県内の今言った医師については自前でということをおっしゃいましたけれども、宮古地域、八重山地域とか沖縄本島北部地域への離島とかに含めての医師派遣、そこがやれる体制になる、でなければ派遣を受けなくてもできるという数字が、この数字なんですか。

○宮里達也保健衛生統括監　この辺は非常に微妙な問題もあるのですが、基本的な考え方として、県立病院、その地域、核になっている病院の、いわゆる必要な定員というのがあります、医師定員が。例えば沖縄本島北部地域だったら産婦人科とか、宮古地域、八重山地域だったら産婦人科、脳外科とかいろんな問題が発生します。そういう核になっている病院のそれぞれの専門医が、社会的混乱なく派遣できるくらいの専門医を中部保健医療圏域、南部保健医療圏域、大学、各県立病院を中心に育ててほしい。育てるための仕組みは何でしょうかというのがこの計画の基本的な考え方になっております。

○西銘純恵委員　医師だけでなく、看護師等も含めての計画があるということですが、この基金が金額としてどれだけの事業で、そしてその保健医療圏を支えるための、基金の中で特別に重視されて取り組もうとしている計画と申しますか、それをお尋ねしたいのですけれども。

○宮里達也保健衛生統括監　基本的に、最も重視したことは何かというと、人材育成です。沖縄県の地域医療がどうかこうにか維持できているのは何かというと、研修医が140人前後毎年来ているのですよ。110人程度が琉球大学医学部を卒業して、六、七割ぐらいしか残らないのですけれども、それ以外の方が本土の卒業した大学から臨床研修に140人ぐらいくると。ただその中で、140人来るといっても維持しなければいけないという、これは多くも少なくもない数だと私は考えているのですけれども、そういう初期臨床研修の人がこれまでどおり来てほしいと、来られるような状況をつくりたいということ。それと今最も大きな課題は何かというと、その人たちが2年終わった後、3年、4年あ

るいは5年、6年、専門家にするための専門教育の部分が必ずしもどんどん抜けていくわけです。その抜けるのを少なくして専門家を育てていこうと、そういうのが一ですから人材育成のための仕組みづくりです。

○西銘純恵委員 これまでやっている初期臨床研修の2年間はあるけれども、その後が抜けていくということを言われましたけれども、この間の推移といたしますか、一、二年で結構なんですからけれども、どのような状況ですか。減になっているということですか。

○宮里達也保健衛生統括監 これは毎年変わるところもあるのですが、おおむねの話で言いますと3年目で残る人は7割程度です。それからまた4年目はそれよりも少なくなりますし、順次減っていくという傾向があって、それに対する危機感があるのです。

○西銘純恵委員 人数の推移をお尋ねしたいのですけれども。

○新垣盛勝医務課長 今、西銘委員がおっしゃった年次ごとの数字は持っておりません。初期臨床研修の定員はずっと140人前後でこの四、五年来ていますので、初期の定数は140人と押さえて差し支えありません。平成21年4月現在、県内にいる臨床研修医の数で申しわけないのですが、その数でお答えしたいと思います。初期臨床研修と言われている医師法第16条にいう義務臨床研修は2年次を合わせて280人おります。それから後期臨床研修は、これは年次ごとにはちょっと大学あるいは臨床研修場所によっていろいろありますから、3年次、4年次、5年次含めて一まとめでお答えしたいと思いますのでよろしく願います。いわゆる後期臨床研修と言われる研修医は337人でございます。

○西銘純恵委員 1年、2年が280名ということでは、皆さんが計画をして臨床研修を受けさせて医師確保に向けるという数字からすれば、確保されていたということで見てもよろしいのかなと。280名と今答えたものですから、140名の定数を考えて1年、2年で280名、そういうことで受けとめていいのですか。そして、3年、4年が337名という数字は出されたのですけれども、結局は後期臨床研修も県内でやって初めて定着していくということにつながるというのが、一番のネックかなと思うのですが、この後期臨床研修の皆さんの人数というのが実際は定着に結びついたのが何名で、この数字が337名でいいのか、それとも600名なのかというこの数字について、計画といたしますか、どのように

やっているのでしょうか。今は後期臨床研修だけです。

○宮里達也保健衛生統括監 これは非常に難しい議論になると思います。というのは、人数だけではなくて、何を選択するかと。今は非常に専門分科が極端に細分化されていますので、その中でどの部分に専門性を持って研修してもらうかということと、これは自発的な意志で決定することですので、その部分でこれは何人ぐらいというのを、今具体的な数字で目標を立て切れない状況です。

○西銘純恵委員 沖縄県内の医療の状況、県民の医療の状況からして、例えば内科医が何名いたらきちんと医療が賄えるとか、そういう専門とおっしゃいましたけれども、児童精神科医が全国でも少ないと。だけれども沖縄県内では何名いなければ発達障害とか、そういう治療も含めて対応ができないとか、この専門の医科といいますか、科目ごとにそういう計画を立ててしかるべきだと思うのですよ。それをいつまでに達成をすとかという、そういう計画が前提となって初めてどこに医師が足りない、そして産婦人科、周産期の部分で全く足りないとかそういうのが出てくるはずなんですよ。だから減少だけでどこの病院が今足りないとか、これだけでやっていると本当に医師確保そのものが不十分、計画がないということだと思うのですよ。だから今現状として、県内で専門的にここそこで充足している、不足しているところがどうなのか、何名なのかという皆さんの分析はやっているのでしょうか。

○新垣盛勝医務課長 いわゆる専門診療科ごとに調査はしてはございません。これは全国的にどの診療科がどのぐらいかという課題がございまして、来年度の厚生労働省が主体となって全国的にどの診療科がどのぐらいいて、どのぐらい不足なのか、来年度に調査する予定でございます。先ほど宮里保健衛生統括監の説明に補足をしたいのですが、この計画はいわゆる二次保健医療圏ごとという前提があります。本県で言えば北部、中部、南部、宮古、八重山、その保健医療圏を中心に緊急的に課題を解決しなければいけない、いわゆる保健医療圏を定めてよい計画をつくってくださいというのがそれです。あともう一つは、保健医療圏ごとに課題解決ができない部分、例えば医師の養成確保、これは琉球大学の地域枠の拡大も連動します。そこを一点に後期臨床研修をより魅力的に今後定着につなげたいという部分もあります。県全体でやって、効率的な部分は県全体事業で実施してもいいですよという形の分担をしてございますので、ただ西銘委員がおっしゃっている診療科ごとの不足数というのは、来年度全国的に調査をする予定でございますので、今この計画の中で具体的にどの科、

どの科という部分は入れ込んでごさいません。

○西銘純恵委員 厚生労働省が調査するというのは、医学部定員をどうするという問題と絡んでやるはずなんですよ。ですから、この間、医師の養成を減らすために医学部の定員をふやさなかったという問題が、今のたらい回しの状況にまできているというのが見直しをされるということであって、私がお尋ねしているのは沖縄県内で本当に医者への偏在があるのか、どこかに集中しているのかそういうことを県自身がやっぱりきちんととらえないと、この医師配置についてもどういう計画で持っていくとか出ないはずなんですよ。だからそこら辺を基本的なところで調査をして押さえるべきではないですかと、そして二次保健医療圏とおっしゃいましたけれども、ここで足りない医師をどこで補っていくかというのはそれは次の計画になるわけですよ。だから、沖縄県全体で医師というのは、どういう状況にあるのかというのをまず把握しないと計画は立てられない、そういう立場で私はお尋ねしているのですよ。

○新垣盛勝医務課長 先ほど少し説明が不足した点があるかと思しますので、今、医師の数は対10万人当たりで出しています。沖縄県でいえば対10万人当たりで208.3人、これを保健医療圏ごとで見ますと、北部保健医療圏が171.8人、宮古保健医療圏が161.1人、八重山保健医療圏が146.2人というのに対して、南部保健医療圏は246.1人、中部保健医療圏が172.6人という部分がございます。その部分も踏まえて、特に保健医療圏ごとで医師数の少ない宮古、八重山、沖縄本島北部を支援対象保健医療圏という形にしたということがございます。

○西銘純恵委員 これは国が基金ということで持ち出して、県としてはどこを厚くするかという考え方に基づいているのは当然だと思うのですが、予算額と、宮古保健医療圏、八重山保健医療圏に1つ、そして北部保健医療圏に1つという形で予算を出しているようなのですけれども、この5年間でこの予算をどのように使って計画達成というのが、私この表を見たらすごい事業がいっぱいあるものですから、こんなの5年間で、この予算額ですべてできるものかなということもありまして、だからここの皆さんの書かれた計画書は、すべて5年後には達成できているという中身になっているんですか。

○宮里達也保健衛生統括監 基本的に、この計画は我々が事務ベースでつくったものではなくて、事務的にはゼロベースで各現場の、例えば病院の代表者だとか、県立病院の代表者だとか、あるいは医師会の代表者、看護協会、歯科医

師会等々、薬剤師会とかそういう関係者に聞き取りをして、こういう事業をやりたいのだと。その上限は50億円ですと。20億円、20億円と、それで具体的に、しかもどこでだれが何をやるかというところまで、ある程度詰められた形の計画になっていますので、4年間で執行できるものと理解しております。

○西銘純恵委員 資料の12ページの地域医療連携推進協議会、2カ所持っていると思うのですが、どのような体制になるのでしょうか。この事業を進めていくに当たっての核になる部分かと思うのですが、体制はどうなるのでしょうか。

○新垣盛勝医務課長 これは12ページでいえば北部保健医療圏でございますが、北部地区医師会を中心に連携をやっていく形になります。ごめんなさい、宮古地区、八重山地区です。各地区医師会です。

○西銘純恵委員 ちょっと事業の進め方がよくわからないのですが、25億円という予算をそういうところに丸ごと投げた形で事業が進められるということですか。事業執行に当たって県はどこまでかかわるのでしょうか。

○新垣盛勝医務課長 配付している16ページで事業概要と事業者名、いわゆる主体となる部分を書き込んでございます。

○西銘純恵委員 これは詳細に予算額が入っているのですけれども、そして事業主体ということで、今歯科医師会とか、病院事業局とか、沖縄県とか入ってはいるのですけれども、これを実効性があるものなのかというところで少し気になるのです。予算もそのままそこに振り向けてということになる事業だと思うのですよ。でもその前の14ページとか、12、13ページのこの計画図からすれば、多岐多様な計画が絡み合っているわけですよ。どこがどのようにしてその計画の達成に向けて責任を持つのか、そこら辺がちょっとよくわからないので説明をお願いします。

○宮里達也保健衛生統括監 基本的に、これは福祉保健部長が中心になって、医務課が調整して各事業団体の事業執行状況を4年間一緒に協力しながらやっていくという形になります。

○西銘純恵委員 ちょっと内容が相当多岐にわたって、いろいろ検討を重ねてというような報告があったんですけれども、この計画書をつくるまでにどれぐ

らいの話し合い期間を要したのでしょうか。

○宮里達也保健衛生統括監 実質的には4カ月程度です。

○西銘純恵委員 協議そのものは何回行われましたか。そして病院の現場の皆さん、医師会ということも言われましたけれども、どのような話し合いが何回持たれましたか。

○宮里達也保健衛生統括監 基本的な会議という形では関係者会議が3回、部内会議2回、そして保健医療協議会1回という形なんですけれども、そういうところに上がるまでに、個別的にいろんなところと日々調整をしながらやっていってまとめたわけです。ある素案ができた後、また厚生労働省とやりとりをしてでき上がったということです。

○西銘純恵委員 事業が、この事業で新規に行うというのが19ページにあるもの、多岐にわたっているものということになるのかと思うのですが、そうでしょうか。

○宮里達也保健衛生統括監 そのとおりだと思います。

○西銘純恵委員 そして、この新規起こして5年間やった後も、前のページでは計画期間終了後も事業実施主体が継続していくということになっているようなのですが、そうでしょうか。

○宮里達也保健衛生統括監 これは厚生労働省の担当者から強く念を押されたところで、4年で終わりですよということでは認めませんよということが前提になっておりますので、4年間いろんな整理をした後、それで事業が継続をするということが前提となって、継続に対することも相当検討されております。

○西銘純恵委員 基金のある期間は50億円という予算が入るのですが、その後の継続については財源はどうなるのでしょうか。

○宮里達也保健衛生統括監 例えばシミュレーションセンターで言いますと、シミュレーションセンターを16億円で琉球大学の敷地内につくりますと。シミュレーションセンターというのはいろんなシミュレーターというのを集中的に

管理するわけです。そこにどんなことを今できるかということ、研修医の皆さんがそこでまず本で勉強したことを人形で研修しましょう。人形で研修した後、見学しましょう、見学した後もう一回人形でやりましょう、その後は人で試しましょうということの、その教育をする場所です。ですからそこを琉球大学が管理をして、研修医の研修費を充ててやっていこうということが基本的な構想での話し合いになっております。

○西銘純恵委員 お尋ねしたいのは、この間基金でできると。だけれども、その後の継続も国のほうは言っているけれども、では財源については機器をやる、設備をやるというのはそれでいいのですけれども、その後の維持管理とか、人的な継続とかそういう財源についてはどのようになっているのでしょうか。

○宮里達也保健衛生統括監 この計画においては、設備とか、施設とか初期投資のためのものが主な計画になっておりますけれども、それをできた後はそういう施設設備ができれば、運営費は自助努力によってその事業者が生み出す仕組みが組めるものだけが認められますよということですので、ですから先ほど言いましたように、シミュレーションセンターでしたらシミュレーションセンターとして研修費をこれに充当するということになりまして、例えば歯科医師会の在宅医療になりますと保険診療という形で運用していくということになる、そういうことです。

○西銘純恵委員 医師確保で今離島などへの医師派遣事業が行われているのですけれども、これと今回の事業との関連で何か変わることはあるのでしょうか。医師派遣事業です。

○新垣盛勝医務課長 これの補正予算で上げたのは新規事業でございます。これとは似たような部分がありますから、100%重なるかということでは必ずしも100%は重ならないのですよ。既存事業の部分も、それから今新しくできた部分も重ね合わせながらやっていきます。今後の部分については、いわゆる補助メニューにある部分についてもございますので、補助メニューにある部分は引き継いでいく形になります。

○西銘純恵委員 現在、行われている医師派遣が何名、どのような状況で派遣されていて、プラスされる補助メニューについてどうなるのかお尋ねします。

○**新垣盛勝医務課長** これは延べ人数になりますが、平成21年度の医師派遣事業は延べ人数で74名派遣する形になります。それと今回、研修医の派遣事業、計画に入れている人数は、今のところ具体的に何名というのは出しておりません。ですから何名、何名というのは今後の詰めといいますか、そういう形になります。

○**西銘純恵委員** この74名の現在の医師派遣事業の経費については、どこが持っているのでしょうか。幾らでしょうか。

○**新垣盛勝医務課長** これは全部国庫だけの金額です。それが1億8400万円です。

○**西銘純恵委員** これが新規プラスされてくれば、予定としてはどれぐらいまでこの派遣事業ができる、そして予算としてもどれぐらいの予算を持っている、それでこの医師派遣事業によって、例えば宮古地域、八重山地域とか、その皆さんがどのように変わるのかどうか、そこもお尋ねします。

○**新垣盛勝医務課長** 今年度は県立病院でいえば中部病院、それから南部医療センター・子ども医療センター、それから民間でいえば群星グループ、それからR y u M I Cグループ、これは親病院がある場合に自前の地域、僻地にも該当しますので、そういう形になっています。これについて次年度同じ人数ができるかどうかというのは、次年度の部分でまた調整する部分がありますので、具体的には人数として何名、何名というのは打ち込めない部分ではございます。実績に応じて予算要求をするという形になります。後期臨床研修の部分についてはどうしてもやっぱり140名という研修医が集まって後期臨床研修につながっていくのですが、やはりシミュレーションセンターを含めてその連携を深めて、今後、後期臨床研修医も派遣できるような体制整備を図りたいという考えで書いてございまして、具体的に次年度は何名派遣するとまでは、ちょっと今の段階で人数は申し上げられません。

○**西銘純恵委員** 前期臨床研修医140名、後期臨床研修医も派遣できる体制と言われたのですが、この間派遣できない不都合とかあったのですか。後期臨床研修医の話です。

○**新垣盛勝医務課長** 後期臨床研修医もいわゆる戦力の一つになってございま

して、各派遣元も医師を派遣する場合に厳しい状況がございますし、また派遣した場合に自前の病院の関係もございますので、いわゆる経営的にマイナスになるという部分もございまして、なかなか派遣できない状況がございました。この派遣も必ずしも1年ということではなくて、3カ月とか何日とかローテーションを組んだり、1年という派遣もありますが、その派遣の期間もそれぞれ違いがございますので、一概に1年通じて何名とか今の段階ではちょっと数値化しにくい状況であります。これが将来的に体制としてでき上がっていけばいいかなとは思っております。

○西銘純恵委員 派遣元が経営的に厳しいというのは、今回の基金で派遣元に何らかの手だてをやるかということになるのでしょうか。

○新垣盛勝医務課長 はい、そのとおりです。

○西銘純恵委員 具体的にどのようなことがなされるのでしょうか。

○宮里達也保健衛生統括監 宮古病院とか、八重山病院にも施設整備が組まれております。

○新垣盛勝医務課長 ちょっと細かい部分なんで申しわけございませんが、班長のほうで少し答えさせてよろしいでしょうか。

○赤嶺昇委員長 大城馨医務課班長。

○大城馨医務課班長 派遣元の方法は、医師を、例えば離島の病院に派遣しますと、そこが医師が1人少なくなりますので、その医師が稼ぐ診療報酬がなくなるということになりますので、その補てんをこの基金から行うことで医師を派遣しやすくするという仕組みを考えています。

○西銘純恵委員 そうしますと、この間派遣元は減った分は何ら手当てがなく、自前で穴埋めしていたということなんですか、これまでは。

○新垣盛勝医務課長 この中には県立病院も入っておりますので、県立病院は県立病院同士でございます。それから民間で民間の出先の部分もありますので、これまでは自前の部分があります。全く関係ない、経営的に関係ないとい

う部分はことしからでございます。ですからことしからで、これはいろいろと関係があつて11月にしか請求してございませんので、提出期限が補正予算にかかっていますので、全く関係ない病院間の派遣はことしの補正予算で入れますので。

○西銘純恵委員 県立病院—例えば中部病院から派遣をする、派遣元の中部病院は、1人医師が足りなくなつて何も財政的に手だてがとられなかつたというのか、そういうことなんですか。同じ県立病院同士の派遣ということは今言われたのですけれども、もう少しお願いします。

○新垣盛勝医務課長 県立病院から、例えば仮に八重山病院で人を派遣すれば県立病院はその部分は減るのですよ。八重山病院はその分派遣された部分でふえますので。これまでの部分は、同じ病院事業局の中での人事異動とかそういう形でございますので、また私どもはいわゆる研修医を育てる場合に研修費用という形で委託で出して、1年間の離島義務を課していますので。

○西銘純恵委員 聞きたいのは中部病院から八重山病院に研修医を派遣したとき、中部病院は同じ県立同士だから定数は変わらないので、減つたところの収益減に対する補てんはないということで今言われたんですけれどもそうですか。

○新垣盛勝医務課長 今回の補正予算の件で限定してよろしいのでしょうか。以前の話の部分については、県立病院であれ、民間であれこれは対象外でそういう制度がございませんでしたので、ただ県立病院は県立病院の同じ事業経営の範囲内でやっていますし、それからほかの民間でも同じ系列の関係で派遣がありましたということでございます。この部分についてもやっていません。今回、系列と全く関係ない派遣がことしから初めて出ましたので、今回その部分も対象になりますから補正予算で手当てをすることになりましたと。

○西銘純恵委員 これまでのことの説明がありましたけれども、この基金の医師派遣事業は県立中部病院から八重山病院に派遣したときに補てんがされると、改めて今後されるということですか。

○新垣盛勝医務課長 医師派遣事業は補てんされます。県立病院であろうと民間病院であろうと。

○西銘純恵委員 そうしますと、この事業が終わったあとも継続事業にすると国は言っていたと最初に言いましたよ。ですから、医師派遣については中部病院、南部医療センター・こども医療センターが派遣しているということでこの間ありますけれども、ここに派遣をして穴があいて、その診療にもいろいろ影響があるというときであれば、補てんがなされたらその経費でもってまた穴埋めをするとか、そういうこともあり得るということですか。

○新垣盛勝医務課長 はい、そのとおりでございます。これについては二、三年前なんですけど、いわゆるマグネットホスピタル事業という形で派遣元はどうしようかという形で新規事業があったのですが。

○西銘純恵委員 休憩をお願いします。

○赤嶺昇委員長 休憩します。

(休憩中に、執行部から本基金では医師派遣の仕組みをつくるのが目的であるとの説明があった。)

○赤嶺昇委員長 再開します。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 では、基金事業が終了した後の医師派遣に対するこの派遣元の穴埋め、これについては基金でできるようにするとおっしゃいましたけれども、これが事業として継続できるように、この事業は継続することを国から求められているということが一番最初の答弁で宮里保健衛生統括監はおっしゃいましたので、これが継続できるようにということで、私はこれをお尋ねして質疑を閉じます。

○宮里達也保健衛生統括監 基本的には継続、派遣というのは今県立病院から県立病院ということが主になるのですけれども、例えばこれは県立病院の経営問題は県立病院で解決する話で、基本的には繰入金はどうするかとかそういう話で解決されるべきなんだと思います。ただ、例えば群星グループみたいな民間のところから派遣するときに、その民間の群星グループが派遣の費用まで負担したら大変でしょうということでこういうことを計画したわけで、4年後も

そういうことが潤滑に回れることを期待してこういう計画をつくっているわけです。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 今フローチャートがありますけれども、これは10ページ、11ページ、これを手短にわかりやすく、簡潔に説明できませんか。

○大城馨医務課班長 まず資料の10ページ、これは医師確保になります。左側に医師修学資金貸与事業というのがございます。そして真ん中のほうに後期臨床研修医派遣事業、右側に短時間正規雇用導入支援事業というのが書かれています。大体この3分類に考えていただきたいと思います。左側の医師修学資金貸与事業、現在も行っていますが、これを人数を拡大していきます。7名から12名に拡大をします。これは、中長期的な医師確保ということになります。この修学資金を貸与することで、卒業後は離島・僻地の県立病院と診療所の義務づけを行うということにしています。卒業までに時間がかかりますので、中長期的な考え方でいます。後期臨床研修派遣事業というのが話題になったものですが、現在、県立病院群、琉球大学を中心としたR y u M I C、それから民間の群星グループという研修グループがあります。全部で15病院の研修があります。そこで研修をしている研修医をこの離島・北部地域のほうへ派遣をして、そこでまた離島・僻地でも研修をする仕組みをつくっていきましょう。そうすることで、離島・北部地域の医師確保ができるようにしていこうということです。これは短期的に、すぐ即効薬みたいな形で実施をしていきたいと考えています。あと、短時間正規雇用導入支援事業、あと医師交代勤務導入促進事業、医師事務作業補助者の採用事業ということで、これは医師の勤務環境を改善をしていきましょうということでこういう事業を実施することに対して補助金を病院のほうに交付していこうと考えています。こういうことをやるために真ん中の下のほうにシミュレーションセンターというのを核にしまして、ここで研修医も訓練をする、研修をする仕組みあるいは学生の訓練施設、右側に書いてありますが、女性医師の復職支援とか、看護師の研修などもここでやっていきましょうと。それを研修後、離島のほうへ派遣していきましょうというふうな仕組みにしています。11ページは看護師確保対策で、まず看護師のほうは県内確保、離職防止・定着それから復職支援という視点で考えていまして、県内確保というのは就学資金を貸与を拡充することで県内の確保をしていくと、離職

防止・定着については、看護研修です、研修を充実していこうと。特に、卒後の新人の看護師が離職が多いということがありますので、この新人卒後研修を充実していこうということにしています。ナースセンターの事業の拡充をしまして、潜在看護師の掘り起こしをして復職支援をしていこうと考えております。もう一つ大事なのが、離島診療所の医師の確保ということで、まず、離島診療所の医師の研修休暇する場合に代診医を、現在2人おりますが、それをさらに人数をふやして、もっと離島診療所の先生方の勤務環境をよくしていこうと考えております。あと、職場環境整備事業ということで、遠隔画像の支援システムとか、ウェブ会議、医療機器の整備とかそういったことを考えています。

○奥平一夫委員 今、離島、つまり先島圏でも地図の離島の医師の確保が非常に難しくなっておりまして、去年、与那国町に行きましたら、医師の確保が大変だと、保健婦も含めて非常に困っていらっしゃるのです。そういう意味でこの事業が適用できるのか、あるいは旧安田診療所が再開していますが、医師確保が厳しいというお話がありますけれども、この辺は対応できるのでしょうか、どうでしょうか。

○宮里達也保健衛生統括監 短期的な視点で、来年度これがすぐ効果がありますかという議論ではなくて、長期的な視点でそういう医師確保の仕組みづくり、また行ったときにどうやってバックアップするかというそういう仕組みづくりのための計画になっているものですから、その辺をぜひ御理解いただきたいと思っています。例えば、先ほど話しされました与那国町の離島診療所への医師の循環がうまくいくようにするためにはどうしたらいいかという中の一つが自治医科大学でありますし、今地域枠として今回も拡大するのですけれども、そういう中で将来的には回っていきますよと、現時点での将来を見据えた計画になっているということでもあります。

○奥平一夫委員 要するに、仕組みの中には今言った離島の、町立にしても、村立にしても診療所はその仕組みの中に入れて、医師の要請があれば医師の確保もできるというような仕組みにしていこうという考え方と考えていいですか。

○宮里達也保健衛生統括監 基本的に思想はそうです。そのとおりです。

○奥平一夫委員 フローチャートの中で離島診療所の医師確保の話がありまし

たけれども、例えば県立宮古病院にしても、県立八重山病院にしても離島医療に携わっている医師の皆さんは、やはり医師としてなったからには高度医療について、あるいは先進医療についても、勉強もしたいし研究もしたいということがありまして、そういうことができないから離島にもなかなか行きにくい、あるいは1年いてちょっと研修に行かせてもらえないのでやめたいとかいうふうな問題が惹起してやめていくお医者さんが結構いらっしゃるという話を聞いているのです。そういう意味では、本当に代診医派遣事業というのがシステムとしてできれば医師の定着については非常に効果があるのかなと思っているのですけれども、どれくらい考えていますか、先生としては。

○宮里達也保健衛生統括監 今現時点でもそういう地域離島振興協会の人たちと一緒に代診医の制度をどうにかしようということ考えているのですけれども、さらにそういうことが拡充できるようにということを考えているわけです。

○奥平一夫委員 県立宮古病院の脳神経外科が今度4月からいらっしゃらなくなるわけですが、先の一般質問の答弁で病院事業局長は接触をしているという話をしてらっしゃって、私もある筋からお話を聞いたのですけれども、民間の医師と接触をされていて可能性はかなり高いのではないかと。それで宮古島市長にお願いをして、その筋の代表者の院長にお願いして何とかできないかという相談を今しているという話ですが、民間から医師を確保することは常に現場ではやっていたらっしゃるのですか。

○宮里達也保健衛生統括監 休憩をお願いします。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から県立宮古病院の脳神経外科を初め医師確保の仕組みについての説明があった。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

奥平一夫委員

○奥平一夫委員 この資料の12ページのフローチャートを説明してもらえますか。

○大城馨医務課班長 資料の13ページで説明いたします。まず救急医療体制の整備ということで、真ん中の地域の中核病院、これは県立病院になります。救急医療設備の整備、救急室の改修とか、NICUの改修ということ、これと合わせて上のほうに休日夜間診療所、宮古島市の休日夜間診療所です。救急患者搬送車、これは西表島の救急搬送車の整備を行います。あとこれとあわせて小児救急電話相談事業（＃8000）、これは県内全域で行います。救急体制の整備ということで＃8000を実施していきます。あと真ん中に移りますが、臨床研修医の受け入れということで県立病院のほうへ臨床研修医の宿舎の整備を行います。それから産科の補完ということで院内助産所の整備、それと勤務環境整備ということで院内保育所の整備を行って、いわゆる医療従事者の環境を整備するというようにしています。左側はがんです。拠点病院はございませんので、準がん拠点病院という形で県立宮古病院、県立八重山病院もがん対策を実施していくと。あとは在宅医療が在宅歯科を実施します。右側になりますが、離島診療所の支援ということで先ほど話ししました代診医の派遣などがございます。こういった形で宮古地域、八重山地域の保健医療圏を充実していこうと考えています。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありますか。
渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 資料の17ページの事業別調書を見ているのですが、今回の事業というのは人材育成が中心になっているということですが、これまでの医師等の離職防止というのをやってきたと思います。そして、今回どこが違うのか説明いただきたいと思います。今回のこの事業に対して。医師等の離職防止、これまでもやってきたと思いますけれどもどう違うのか。

○大城馨医務課班長 医師等の離職防止ということで、これは勤務環境の整備をしていこうということにしています。例えば、短時間労働で女性の医師あるいは看護師が育児休業をとる場合に時間が制限されます。その制限された休んでいる時間をほかのかわりの医師、看護師を入れる場合にその手当てをしていきたいと思いますというふうな形、ですから今までは勤務環境に対しての手当てがなかったのですが、今回こういう勤務環境の整備をするものに対して整備をしていきますということです。

○渡嘉敷喜代子委員 医師等の給与の上乗せとかいうそういうことではないの

ですか。環境整備になるわけですか。それからナース事業の充実拡大の中で社団法人沖縄県看護協会に、離職者に復職支援などを図るために働きかけていくわけですけれども、これまでも看護協会に復職等のことをやってほしいということでもかなり補助金をやっていますよ、その実績等を知りたいのですけれども。幾ら補助金を上げて、どれだけの実績があるのですか。

○新垣盛勝医務課長 今具体的な細かい数字は持っていないので大まかな形でよろしいですか。委託料は大体これまで1000万円で、再就職につながったのが大体200名でございます。

○渡嘉敷喜代子委員 この200名の人々が定着しているかどうかです。

○新垣盛勝医務課長 再就職した部分をずっとフォローしていないので明確には答えられないのですが、社団法人沖縄県看護協会のお話によると、再就職についてはフォローしていて途中でやめる率は少ないということは聞いております。

○渡嘉敷喜代子委員 どうしてもやめていく人たちがその中にいると思うのですよ。それ大体どれくらいの数字かわかりませんか。

○新垣盛勝医務課長 最近のデータでいえば、看護職の離職率は15%という形でとらえております。

○渡嘉敷喜代子委員 助成金として1000万円も上げているわけですから、看護協会に登録している人たちに、休職している人たちに積極的に働きかけてほしいということで200名復職したということだと思うのですよ。ところが、そこからまたやめていく人たちがいるのかどうか、そのあたりの全体で15%ということですが、その中でどれくらいの人たちがまたやめていったのかというそういう数字を知りたいのです。今わかりますか。わからなければ後でその資料が欲しいのですが。

○新垣盛勝医務課長 再就職につながった部分の離職という部分はデータ的にとっておりません。一般的にうちのほうで離職率15%とやっていますが、その離職して再就職につながる部分、全体なんです、これ大体85%が再就職につながっているという数字はございます。

○**渡嘉敷喜代子委員** 社団法人沖縄県看護協会のほうへ随分事業を投じているような状況なんですけれども、看護研修センターの建設についてですが、研修をするということで看護研修センターを建設するという、これはハード面ですよ、それはどういうことなのかなと思いますけれども。

○**宮里達也保健衛生統括監** 基本的に、最近是非常にナースの専門分化が進んできて、専門ナースというのが出てきてそういうものへの対応とか、あるいはほかの医師会とか、小児保健協会とか、薬剤師会とかそういう方々との連携した事業もやりづらい状況ですので、その地域に新しく看護研修センターをつくって、そういういろんな研修が、南部医療センター・こども医療センターの近くにありますので、やりやすくなるという計画が上がってきましたので、それを我々もみんなですとしたわけです。

○**渡嘉敷喜代子委員** これは新しくつくることですか。この看護研修センターは新しくつくるということですか。

○**新垣盛勝医務課長** 今、社団法人沖縄県看護協会については、いわゆる研修スペースが少なく、1つの研修を入れるとほかの研修が入らない、なかなかできない状況がございます。看護協会としても構想的には看護研修センターをつくるという計画はもともとございます。あと、法律が変わりまして、看護師にも臨床研修の、これは努力義務なんですけど、義務づけをされております。私どもも看護教育をするときに実習現場の実習研修しますので、この部分の実習指導者の養成数もまだまだ足りない状況でございますので、どうしても早期に看護研修センターを広げて今後の臨床研修、それから先ほど宮里保健衛生統括監が言いました認定看護師の部分もでございますので、今後の離職防止をする上でも研修に力点を置かなければいけない、その基盤を早期につくりたいということを入れてございます。

○**渡嘉敷喜代子委員** これからはそういうハード面の箱物をつくらないでおこうというのが国の方針でもあるかと思うのです。そして浦添看護学校とかそういう場所を使っただけの研修というのはできないのか、どうですか。

○**新垣盛勝医務課長** 今言っている認定看護師の研修も6カ月間に及びますし、私どもが中心的にやっている実習指導者、研修が2カ月に及びますし、5

年に一遍の指導者研修会は8カ月に及ぶのです。ですから、ほかの学校の合間を見てというのはどだい難しい話でございまして、あとは努力義務化された臨床研修も出てきますので、やはり専門というとおかしいのですが、やはりそういう意味の看護研修センターの必要性は出てきます。これは代替できるものではないと、ほかの学校の合間を見て代替できるものではないと考えています。

○渡嘉敷喜代子委員 この研修するということは頻繁に行われることですか。

○新垣盛勝医務課長 研修の種類がいろいろとございまして、今の部分では2つ重なったらなかなか研修ができない。今教育をする場合にも実習指導者、講習会の修了者が病棟であれば2人以上いなければいけないのですが、今充足率で70%ぐらいです。私ども規模からいえば60名なんですけど、やはり90何名ぐらい、受講希望者はいるのですが、施設の関係でやっています。あとは2回というのは少し難しいところがございまして、それと今言っている臨床研修とか、認定研修とか入ってしまうと今の研修施設だと対応できない。ですからやっぱり今後離職防止の点でも、定着の点でも研修というのは課題ですから、そういう基盤を今のうちにつくっておかないと。将来的なという部分もあります。

○渡嘉敷喜代子委員 研修の対象者になるのは大体どれくらいと見ていますか。

○新垣盛勝医務課長 具体的に積算はしていませんが、今の時点で今年度でいえば県内に就職した卒業生、大体400名でございまして。医師法からいえばその400名は、例えば病院施設に行ったら研修をさせなければいけないのです。今新しい部分でございまして、次年度で大体590万円ぐらい予算措置をしていますが、やはり施設で研修する施設のリーダー的な部分も含めて研修のあり方をやっていきたいとして次年度組んでいます。徐々に広げていきたい。次年度から新たに160名の卒業生がふえますから、翌々年度にまた160名ですので、やはり600名から700名を研修する形の何らかの部分想定せざるを得ないと思っています。これ人数はどれくらいと詰めていく部分はあるのですけれども、この部分は何カ月に及ぶ研修ではないですから、初期の臨床研修という部分は。

○渡嘉敷喜代子委員 今医務課長がおっしゃるように初期研修から中期研修とかいろいろあると思うのですよ。それを一斉に400名がバナーと研修を受けるということでもないでしょうと。そうであれば既設の県立の看護学校であって

も対応できるでしょうというのを言いたいのですよ、どうなんですか。そして、もう一つお尋ねしたいのが、離島についてもやはりそこに来て研修ということになるわけですか。

○新垣盛勝医務課長 離島は、いわゆる通信システムを使ってでも研修できる体制を考えています。本来であれば病院によっては出てきてもらったほうがいい部分もありますし、地域でも受けられるような、通信施設を使っても研修ができるような体制はつくっていきたいと思っています。学校については、社団法人沖縄県看護協会がそういう意味では、研修を充実したいということがございますので、学校という部分は検討していません、正直言って。今回だけです。今回6年ぶりに養成者講習会を実施、これは8カ月に及ぶのですが、どうしても施設が使えないということで沖縄県立看護大学の教室の一部を調整をして使った経緯はあります。それもいろいろと調整をしてという形になりますので、やはり学校現場はもともと学生の教育とかそういう前提で日曜日も、土曜日も学生が来たりといろいろとやっていますので、少しその辺は検討の余地には入っておりません。

○渡嘉敷喜代子委員 検討の余地にも入っていないと。他都道府県でこういう施設というのはそんなにあるものですか。看護研修センターというものは設けられているのですか。普通は既設の場所でやるのかなと思うのですよ、沖縄県立看護大学もあるわけだし。

○新垣盛勝医務課長 他都道府県の実態調査はしていませんが、看護研修センターを持っている協会はあるというのは聞いています。具体的には、幾つというのには押さえていません。

○渡嘉敷喜代子委員 看護協会が持っているわけですか。今回はこの基金でもって県が、国がやっということなんですよ。何で看護協会ですれをさせないで、こういう7億円のお金を使ってやろうとしているのかですよ。

○新垣盛勝医務課長 これは県が補助金を出すということで、事業主体は社団法人沖縄県看護協会です。看護協会が7億円の資金を使って看護研修センターを整備したいと。私どもとしてはその中に3億円を補助して早期に完成してほしいということで、またいろいろと法の流れで研修部分がありますので、それを取り組んでほしいということで、7億円のうちの3億円をここの基金から補

助しますということです。県が看護研修センターをやるということではないです。社団法人沖縄県看護協会がやりますので。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 小児救急電話相談事業（＃8000）なんですが、これは具体的に実施はいつからになりますか。

○新垣盛勝医務課長 #8000については、これまで、簡単な経緯を述べてからがわかりやすいかと思いますが。今のところは、具体的にこれから詰めますので、具体的にいつからというのはまだ決めていません。恐らく7月ぐらいになるうかと思っています。

○上原章委員 7月と。具体的に先ほど、皆さんの資料の事業者名は沖縄県になっておりますが、実際やるのはどこですか。

○新垣盛勝医務課長 いわゆる事業主体は沖縄県なんですが、委託でやりたいと考えています。委託先をどうするかというのが、これから詰めの話になります。他都道府県で、早急にすぐやる部分についてはコールセンターという部分があるのですが、うちのほうでは救急医療体制が違う部分がありますから、県内の事情を知っている団体、例えば専門的な部分であれば医師会とか、小児保健協会とか、あるいは社団法人沖縄県看護協会がやれば小児科のバックアップがどうしても必要になりますから、そういうことで医療関係者との話を詰めたいと思っております。予算が具体的にはっきりしてから具体的な提案をしていきたいと思っております。

○上原章委員 当然、離島とか、僻地等の救急医療が不十分なところ、子供を抱えている御家庭とか、県内では結構、おじいちゃん、おばあちゃんに預かってもらっているケースもあって、今回こういった相談ができると非常に意味があると思っておりますのですけれども、当然私は医師、看護師、本当に専門性が問われるわけですから、その辺を具体的に県は今どういった専門性を持っている人にやってもらうというのをある程度考えているのですか。

○新垣盛勝医務課長 これは県医師会と2カ月に一遍ほど意見交換をしてござ

います。一昨年(2021年)の3月に県医師会の小児理事の担当から、以前、緊急医療協議会で必要性はないよと判断はしているのですが、今の状況から変わったので今後検討してほしいというのが、医師会からの申し出がまずございました。昨年の6月議会だったと思いますが、上原章委員のほうから視点を変えてやっぱり支援を考えてもう一回検討してもらえないかという部分もございますし、今回、地域医療再生計画で医師の確保の容易さという部分もありまして、4カ年間の部分として本当に効果があるか、試行的にやりたいと考えております。ですからそういう流れからいって、医師会とまず相談してみたいと思っております。

○上原章委員 具体的にこれからそういった体制、方向性が決まるということなんですけれども、ぜひ早目にスタートしてほしいのですが、実際、時間帯とか、土曜日、日曜日とか、その辺の実施期間、時間というのは具体的に見えているのですか。

○新垣盛勝医務課長 私ども、財政当局とお話をしているときには午後6時から翌朝の8時という形には一応積算上は入れてはいるのですが、ただ専門的な医師の皆さん、あるいは小児科協会とかそういう部分でやると、翌朝までというのは非常に厳しいだろうと思っております。ただ、一番多い時間帯、各都道府県を見ても午後6時から大体午後10時、11時くらいの部分がありますので、その部分を押さえて医師会と相談したいと思っております。ことしの3月にも今年度最後の連絡会がありますので、私どものほうからも投げかけたいと、予算も決まっていますので。審議も終わっていますので、投げかけたいと思っております。

○上原章委員 他都道府県の事例とか、しっかり確認して、できればどれくらい沖縄県内、一番子供の多い県でありますので、ニーズがあるのか、その辺の試行をしながら効果的な形をつくってほしいのですが。最後に非常に大事なことは県民にどう告知というか、知ってもらおうかだと思うのですよ。皆さんとしては具体的にいよいよスタートするという中で、県民は何も聞いていないとかになると事業自体の意味がなさないわけですから、具体的な告知の方法というのはどう考えていますか。

○新垣盛勝医務課長 正直に申し上げて、どういう広報をするかというのは具体的にございませぬ。ですから、関係団体を決めて例えば救急医療の提供体制については地元の新聞2紙が毎日のように救急告示もやっておりますし、マス

コミの御協力を仰ぐ部分もありますし、あるいはうちの広報番組とかありますので、そういうものを考えていきたいと思っております。

○上原章委員 ぜひ、関係団体、機関、この事業をスタートする時点では県民もしっかり認識していただいて、これが1年、2年と徐々に徐々にみたいな、そんなただやればよいという形にしてはほしくないのですよ。現場に行くと、深夜の救急病院に行くと、救急なのに2時間も3時間も待っているというケースもあって、今回こういう相談事業が具体的に専門家の方から事前にこういった相談ができる、これは非常に大きな意味があると思いますのでよろしく願いします。

○宮里達也保健衛生統括監 この件は、南部医療センター・こども医療センター長を初め専門家の方々からも私などに強い申し入れがありますので、そういう専門科の方々とも十分検討しながら、可及的に効果ある事業としていきたいと思っておりますので、また御指導よろしく願いします。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 50億円というか、これだけの予算を使って地域医療の再生計画があるわけですよ。たくさんメニューを見ていまして、結局このことによって、例えば医師確保ならどういうところにつながる、看護師ならどうなる、現状とこれがうまくいったときにどうなるといった到達点、そういう到達目標というのですか、そういうのをもうちょっとわかりやすく提示してくれると助かるなと思うのです。つまり、これだけのメニューがあって、これをどうやって実行せしめるかという手段はなかなか見えないわけです、これを見ている限り。これを実行するために細かい動きがあるはずですよ、一つ一つの項目の中に。そのことがスポッとないわけだから、そのことでこれだけ投じるとどうなるのというのがないわけなんです、これを見ていると。だからそこら辺がなかなか判断しづらいなという、こういうメニューで、こういうところにこうつなげていきますというのわかりましたよ。わかりましたけれども、その結果どこにどうなるのというのなかなか見えない。

○宮里達也保健衛生統括監 基本的に、大きくくりで言いますと、理念の問題ではないかと言われるかも知れませんが、理念として人材育成を中心に

考えており、人材を育成して、中央圏を強化して確かに必要なところに十分な助けがいただけるような仕組みづくりをしましょうということです。中央の支援をするところの強化ということは人材育成そのものですので、例えば県内で完結するのではなくて、他大学、他の病院、本土とか、あるいは外国の病院との研修事業の仕組みが動く要因とか、あるいはそもそも沖縄県は研修医がたくさん集まってうらやましいと言われている県なんですよ。それが今、非常に危機的な状況を迎えつつあるよと現場から言われていますので、そういうことがないような一つの目玉をつくって、これからも沖縄県、ぜひ臨床研修医を迎えたいと、そういう視点でこれはつくっておりますので、では、何人ふえるのだと、そういうふうな議論はなかなか難しいかと思えます。

○比嘉京子委員 確かに、おっしゃったとおりに中部病院の臨床研修医制度は全国ではトップクラスだったのですが、中部病院の後期臨床研修も含めて、今倍率的にも落ちてきているでしょうし、志願者も落ちてきている。そのことというのは後期臨床研修までやっているうちにこんなハードだったら残れない、残りたくないという現場を体験している、そういう使われ方をしているという意見もあることはあるのです。ですからそういう意味でいうと、本当にそこで研修を受けている人たちの声がどれだけ反映させられているかということも私たちはちょっと検証ができないんです。本当に残りたいシステムにこれだけのメニューをやることによってつながるのかと。後期臨床研修は7割とおっしゃってました。そういう意味でいうと、7割だけれども今このことを実行しているうちに100%につながっていくだろうとか、90%になるだろうとかいうような何かあるだろうと思うのですよ。つまり、これは何かというと現場の声がどれだけこれに反映されているかということなんです。本当にニーズが、この計画の中に。医師の側から、看護師の側から、女医の側から、もちろんコメディカルの側から、いろんな側から医療のトータルの人をいかに確保するかという観点でこの計画を立てているとおっしゃるわけですよ。だから、このことには現場の声、現場のニーズが反映されていると我々理解してよいわけですよ。我々がオーケーを出す側ですから、了解されていると。皆さんそれぞれの意見は聴取したのだとさっきおっしゃったわけですよ。だからこのことをやることによってある一定の今よりは歯どめがかけられるだろう、または計画的な人材育成につながるだろうと皆さんおっしゃるわけです。この中長期というのは、この中というのは何年を目安に、まずこれの最終年度、6年ですか、4年で。この条例は平成25年3月31日限り。効力を失うのが平成26年3月31日になっているのですよ。だから平成25年度までですよ。まずこれを一つのスパ

ンとしてやってみましょうということですよ。では、少なくとも今言っている議論から何かしら効果があらわれてくるということを我々期待するわけですよ。それはいいということですか。

○宮里達也保健衛生統括監 基本的に、何度も繰り返していますけれども、人材育成ということのために群星グループの代表、琉球大学の代表、中部病院、南部医療センター・こども医療センターの方々、あるいは宮古地区の医師会長を初め県立病院長、八重山病院長もそう、北部地区の医師会長も両病院長とも何度も話し合いをして、それと社団法人沖縄県看護協会とか、あるいは歯科医師会、薬剤師会とも何度も話し合いをして、最初は125億円の案もつくりましたけれども、50億円の案ですので、それなりの制約はありましたけれども、それなりに共感と同意は得られているものと確信しております。

○比嘉京子委員 トップクラスのそれを企画している側と、受けている側とはまた意見が違うかもわからないわけですので、臨床研修医のある程度の方々からとか、それから看護を離職した人の意見とか、こういうのがどう反映されているのかということが問われるわけですよ、あと5年すると、平成25年になると。だからその企画している人の意見だけではなくて、本当にそこで研修を受けている先生方の声が本当に反映されていると考えていいのかという疑問なんですよ。

○宮里達也保健衛生統括監 基本的に、現場の人たちにもどんどん意見を言ってくれということメッセージして、何度も私に電話があったのも事実ですので、閉鎖的な議論の中で事務的につくっていったものとは違いますよということだけは御理解いただきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 シミュレーションセンターの設置が14億円で、琉球大学内に設置する上物ということで、平成23年で多分建設すると思うのですが、それでよろしいですか。

○新垣盛勝医務課長 上物と、シミュレーターという備品も含めての金額でございます。

○佐喜真淳委員 平成25年までに14億円という計画案があるのですが、これは平成25年以降はどういう形で……。

○宮里達也保健衛生統括監 大学とか、群星グループとか県立病院の研修を担当している方々とも検討中ですが、基本的には臨床研修医を育てる仕組みですので、研修費という形で運営するのが一つと、研究機関として、こういうのは今非常におくれているのですよ、日本というのは。このシミュレーターの開発ということで、工学部との連携ということで、そういう研究機関としても存続できるようにということで琉球大学では文部科学省とも多少交渉していると聞いております。

○佐喜真淳委員 これは、沖縄県が主体的に平成25年以降のいわゆるこういう施設をつくって、連携をとって、沖縄本島北部地域とか、八重山地域、宮古地域の人材育成を第一前提でやっている限りにおいては、平成25年度に終わる事業であっても継続的に人材育成をしなくてはいけないというときに、琉球大学だけに任すのではなくて、沖縄県が踏み込んで、せっかく建てた建物をいかに活用するかというのも今後研究していかないといけないと思うのですけれども、そのあたりは既にそういうところは踏み込んで協議されているのですか。

○宮里達也保健衛生統括監 当然、私、今回この計画の議論の中で初めて知ったのですけれども、シミュレーションセンターという考えがあるということです。県立病院の研修の責任者も群星グループの方々も、もちろん琉球大学も一致して、これをぜひつくってほしいと、これも一つの大きな目玉にしてほしいということがありまして、ただしどこかが管理責任を持たないといけないものですから、その研究教育機関である琉球大学が望ましいだろうという三者の合意がありまして、ただし、そこは琉球大学にひとり占めされては困りますよということで、必ずこの運営委員会みたいなものを設置して、適切な運営ができていくと話し合いが今進んでいるところです。

○佐喜真淳委員 そういうところも懸念される点だと思いますけれども、皆さんのフローチャートというのですか、見ていると非常に大きなネットワークというか、医師会、歯科医師会、あるいは薬剤師会、看護連盟含めて大きなフローチャートの中でこういう5年計画がなされていますが、これは継続的、連携というのはしっかり協議会みたいなものをもってやる予定なんですか。

○宮里達也保健衛生統括監 基本的に事業ごとのそういうような協議会はありませんし、沖縄県全体の地域医療をどう考えるかというのは既にもうありますので、そういう場でももちろん協議されます。

○佐喜真淳委員 沖縄県が既にできている、やっぱりこういう形でいろんな角度からいろんな協会、団体を交えて連携をとるのですから、拡充、拡大というのもやっぱり考えていきながら、将来的な展望として、やっぱり医師の確保とか、看護師の確保、あるいは離島・僻地に派遣するためには連携を構築していく方式というのが一番よいと思うのですよ。そうするとやっぱりこういう医師会、歯科医師会、あるいは薬剤師会、看護連盟含めてやっているわけですから、もっと拡充、拡大していくように県が積極的に取り組むべきだと思うのですけれども、どうなんですか。

○宮里達也保健衛生統括監 まさにそういう責任があると考えております。それができるようにしていきたいと思っております。

○佐喜真淳委員 できるようにではなくて、積極的に取り組むからにはいろいろな担当課というのが出ていますけれども、やっぱり福祉保健部に後ほど聞きますけれども、やるという確証というか決意を聞きたいのですけれども、福祉保健部長はどうですか。

○奥村啓子福祉保健部長 実施主体は各機関にまたがっておりますが、予算を総括しているのは福祉保健部ですし、医務課を中心に福祉保健部のほうでしっかり計画が実行されるようにやっていきたいと思っております。

○佐喜真淳委員 あと、フローチャートの中の県立病院という、今県立病院はどちらかというと独立行政法人化に向けて、結局はできるだけ一般財源からの予算を投入せずに県立病院のしっかりと安定した経営をするということに、県立病院は今の段階では県立病院という位置づけでとらえているんですか、独立行政法人になるという前提ではなくて。

○宮里達也保健衛生統括監 独立行政法人化の議論とは全く関係ありません。経営ですので、独立行政法人化は経営手段ですので、これは病院の機能との連携ですので、どういう形に経営形態がなろうと、とりあえず県立病院の機能と

いうのをしっかり向上させるためにこれは絡んできます。

○佐喜真淳委員 これは当然、県立病院の病院事業局のほうにもそういうフローチャートあるいは協力体制なんかも既に構築されて前に進んでいるということで理解していいですか。

○宮里達也保健衛生統括監 一緒に検討はしております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 皆さんがつくっている資料の13ページと15ページの保健医療圏の図というかわかりやすくまとめていらっしゃるのですよ。この保健医療圏の今いろんな事業が盛り込まれて、全体としてうまく機能していくことによって先ほど来、説明されているものが効果を発していくと先ほど来ずっと理解しているのですが、これの最終的な宮古保健医療圏、八重山保健医療圏とか、あるいは北部保健医療圏についても、この責任者、つまり全体がうまく機能しているか進行管理を含めてだれがこれを代表してとりまとめていらっしゃるのか、今回の事業の責任者はどなたですか。

○宮里達也保健衛生統括監 福祉保健部です。

○仲村未央委員 ということは、福祉保健部長が全体の管理の最終的に保健医療圏において、これがうまく機能しているかどうかということを担当ということによろしいですか。

○奥村啓子福祉保健部長 はい。そのとおりです。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。
よって、乙第13号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

議案の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。
休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決の順序及び方法について協議。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

これより、乙第12号議案及び乙第13号議案の条例議案2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第12号議案及び乙第13号議案の条例議案2件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、視察調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、平成22年度に予定されている海外視察調査について事務局から説明があり、その後、視察地の範囲や視察方法等に関する沖縄県議会常任委員会海外調査要領への要望等について協議した結果、視察そのもののあり方に異議を唱える委員がいたものの、同要領の見直し

を求めることで意見の一致を見た。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

沖縄県議会常任委員会海外調査要領の見直しにつきましては休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

ただいま決定いたしました議長に対する沖縄県議会常任委員会海外調査要領の見直しの申し出書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

次回は、3月17日 水曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 赤 嶺 昇